

第1版

環境技術実証事業
V O C 処理技術分野

中小事業所向け V O C 処理技術 実証試験要領

平成20年6月6日

財団法人日本環境衛生センター

環境省水・大気環境局

本 編.....	1
. 緒言	1
1. 本事業の目的と本実証試験要領の位置づけ	1
2. 対象技術	1
3. 実証試験の種類及び概要	2
(1) 実証試験の種類	2
(2) 実証試験の概要	2
(3) 用語の定義	3
. 実証試験実施体制	6
1. 環境省	6
2. 環境技術実証事業検討会	6
3. 実証運営機関	6
4. V O C 処理技術ワーキンググループ	6
5. 実証機関	6
6. 技術実証委員会	7
7. 環境技術開発者	7
8. 実証試験実施場所の所有者	8
. 実証の対象技術の審査	9
1. 申請	9
2. 対象技術審査	9
. 実証試験の準備	10
1. 実証試験実施場所の選定	10
2. 実証試験開始前の条件の確認について	11
3. 実証対象機器の設定	11
4. 実証項目の設定	11
(1) 共通実証項目	11
(2) 追加実証項目	12
5. 参考情報の整理	14
(1) V O C のマテリアルフローに関する整理	14
(2) その他情報に関する整理	14
6. 試験期間の設定	15
7. 実証のための設計性能の設定	15
8. 実証試験計画の策定	15

. 実証試験の方法	16
1. 実証対象機器の立ち上げ	16
2. 運転及び維持管理	16
(1) 通常の運転及び維持管理	16
(2) 異常事態への対応	17
(3) 費用の評価	17
3. 測定方法	18
(1) 試料採取	18
(2) 実証項目の測定方法	18
4. 分析精度の管理	20
. 実証試験結果報告書の作成	21
. 実証試験実施上の留意点	23
1. データの品質管理	23
(1) データ品質管理の方法	23
(2) 測定とデータの取得	23
2. データの管理、分析、表示	23
(1) データ管理	23
(2) データ分析と表示	23
3. 環境・衛生・安全	24
4. 手数料	25
(1) 手数料の設定と徴収	25
(2) 手数料項目	25
5. 実証試験の変更又は中止について	28
付録 0 : 実証機関において構築することが必要な品質管理システム	29
付録 1 : 実証申請書	33
付録 2 : 実証試験計画	40
付録 3 : 実証試験結果報告書 概要フォーム (暫定版)	45
付録 4 : 主要業種における排出源特性に関する参考資料	49
付録 5 : 主要な処理方式の実証項目例に関する参考資料	52
資料編	
. 環境技術実証事業の概要	

- . 「環境技術実証事業」実施体制.....
- . 環境技術実証事業の流れ.....
- . 平成20年度環境技術実証事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ設置要綱.....
- . VOC 処理技術ワーキンググループにおける検討経緯.....

本 編

． 緒言

1. 本事業の目的と本実証試験要領の位置づけ

環境技術実証事業VOC処理技術分野（中小事業所向けVOC処理技術）における目的は、対象技術の環境保全効果（VOCの処理能力、またこれに伴う脱臭能力）などの重要な性能を試験等に基づく客観的データによって、ユーザーに示すことである。

VOC処理技術は多様性と独自性に富んでおり、試験方法を画一的に規定することは適当でない面があると思われるため、本実証試験要領においては、実証機関による本技術分野の実証試験における共通の手順・実証項目等を規定することとする。

実証機関、技術実証委員会においては、本事業の目的、本実証試験要領の内容と意図を十分に理解した上で、各実証対象技術について柔軟に判断を下し、実証試験を実施することが望まれる。

2. 対象技術

本実証試験要領のVOC（揮発性有機化合物）処理技術とは、中小事業所の所有する、塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設（大気汚染防止法でVOC排出抑制に関する自主的取り組みが期待されている施設）から排出されるVOCを適正に処理するVOC処理技術（装置、プラント等）のことを指す。

ここでいう処理には、全量に近い処理ばかりではなく、（バイパス処理等による）部分的な処理も含む。本実証試験要領はその中でも特に低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で、商業的に利用可能な技術を対象とする。また本実証試験要領では、VOC処理技術であることを前提として、臭気物質の除去を目的としたVOC処理技術も幅広く対象とする。

VOC処理技術には、大きく分けて分解方式（燃焼、触媒分解など）、除去・分離方式（吸着、冷却凝縮などで、いわゆる回収方式も含む）の2種類があるが、その組み合わせ方式も含む。

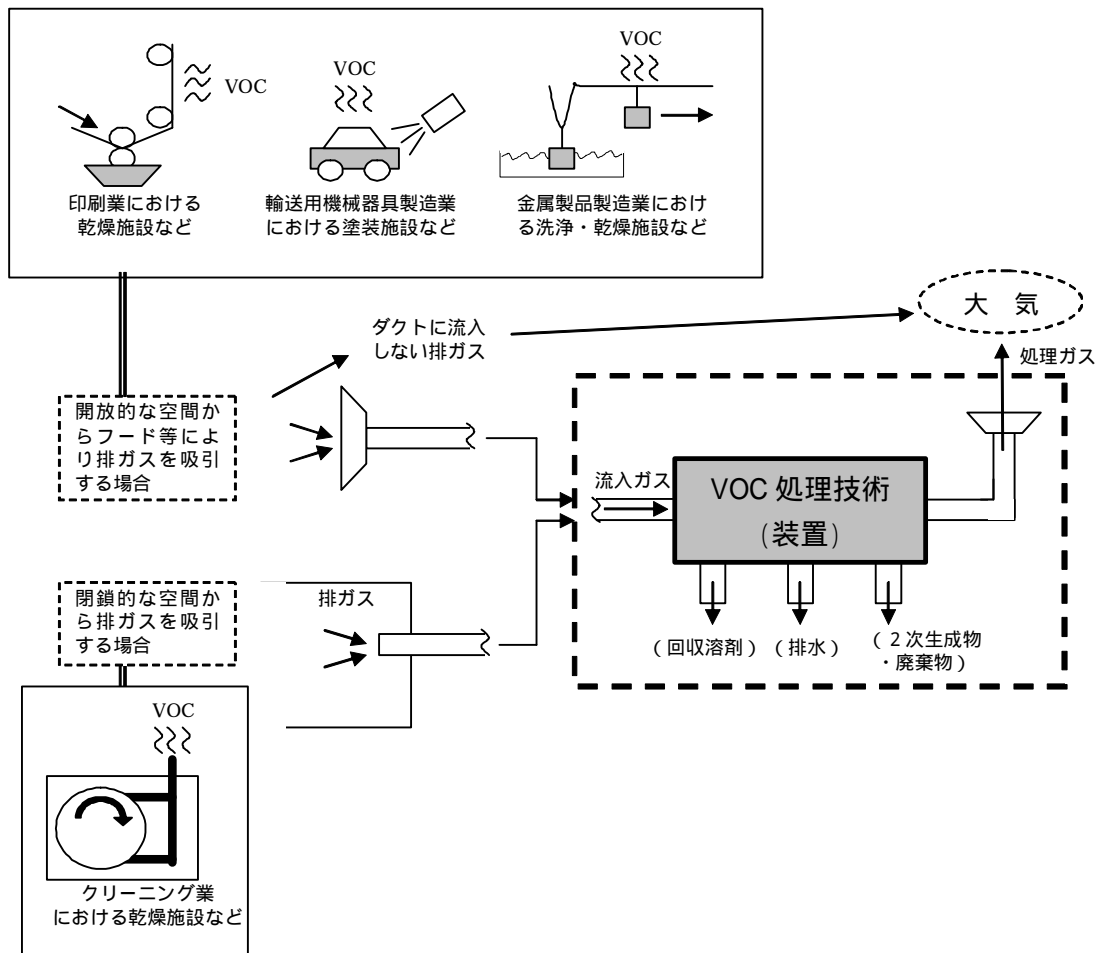


図 1 対象技術のイメージ (点線内が実証対象機器)

3. 実証試験の種類及び概要

(1) 実証試験の種類

本実証試験は、各環境技術開発者特有の処理技術を実証し、その結果を評価するものである。本実証試験では、実証の対象となる機器について、以下の各項目を実証する。

- 環境技術開発者が定める技術仕様の範囲での、実際の使用状況下における環境保全効果、
- そのほか、運転に必要なエネルギーや資材、廃棄物量及び可能な限りコスト、適正な運用が可能となるための運転環境、運転及び維持管理にかかる労力。

(2) 実証試験の概要

実証試験は、主に以下の各段階を経て実証機関により実施される。なお、実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を外部機関に委託させることができる。

実証試験計画の策定

実証試験の実施の前に、実証試験計画を策定する。実証試験計画は、環境技術開発者の協力を得て、実証機関により作成される。

計画段階は主に次の活動が行われる。

- 実証試験の関係者・関連組織を明らかにする。
- 実証試験の一般的及び技術固有の目的を明らかにする。
- 実証項目を設定する。
- 分析手法、データ測定方法、試験期間を決定する。
- 以上を反映し、具体的な作業内容、スケジュール、担当者を定めた実証試験計画を策定する。

実証試験の実施

この段階では、実証試験計画に基づき実際の実証試験を行う。この実証試験は、計画段階で定められた実証対象機器の目的への適合を評価するものである。

データ評価と報告

最終段階は、全てのデータ分析とデータ検証を行うとともに、実証試験結果報告書を作成する。報告書は、実証機関が作成する。

実証試験結果報告書は、実証運営機関に提出され、環境技術実証事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討される。その後、実証運営機関から環境省に提出され、環境省はワーキンググループでの検討結果等を踏まえ、環境省が承認する。承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。

（３）用語の定義

主な用語の定義は日本工業規格（以下 JIS）に準ずるものとする。特に関連の深い JIS としては以下が挙げられる：

- JIS B 8330 「送風機の試験及び検査方法」
- JIS B 8530 「公害防止装置用語」
- JIS K 0050 「化学分析方法通則」
- JIS K 0095 「排ガス試料採取方法」
- JIS K 0102 「工場排水試験方法」
- JIS K 0114 「ガスクロマトグラフ分析通則」
- JIS K 0123 「ガスクロマトグラフ質量分析通則」
- JIS K 0125 「用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法」
- JIS K 0211 「分析化学用語（基礎部門）」
- JIS K 0214 「分析化学用語（クロマトグラフィー部門）」
- JIS K 0215 「分析化学用語（分析機器部門）」

また、本実証試験要領での用語について、表 1 のように定める。

表 1 実証試験要領中の用語の定義

用語	定義
実証対象技術	実証試験の対象となる、VOC処理手法を指す。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。
VOC	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（メタン、フロンなどの大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年 5 月 27 日政令第 189 号）で定める物質を除く）を指す。
分解方式	排出されるVOCを分解して処理する方式（のVOC処理技術）
除去・分離方式（回収方式）	排出されるVOCを除去もしくは分離して処理する方式（のVOC処理技術。）排出されたVOCの再利用可否を必ずしも問わない。なお、これらのうち、VOCの再利用を可能とする技術は特に「回収方式」と呼称する。
実証対象機器	実証対象技術を機器・装置として具現化したもののうち、実証試験で実際に使用するものを指す（中核となる機器だけではなく、実際に使用する前処理／後処理機器も含む）
排ガス	工場及び事業所の各種工程において排出されるVOCを含むガスを指す。
流入ガス	処理対象として入口ダクトに流入する排ガスを含むガスを指す。
処理ガス	実証対象機器を経て処理されたガスを指す。
入口ダクト	実証対象機器に排ガスを含むガスを導き、実証対象機器に至るまで分岐、合流のないダクト部分を指す。
出口ダクト	実証対象機器から排出される処理ガスを導き、実証対象機器から分岐、合流もしくは大気放出に至るまでのダクト部分を指す。
実証項目	実証試験の目的となる客観的な測定・分析項目を指す。実証対象機器のVOC処理性能等、本分野において共通的な実証項目は、特に「共通実証項目」と呼称する。そのほか、VOC回収効果、環境負荷影響、消費資源、実証対象機器の適正な維持管理に要する労力などに関する実証項目は、特に「追加実証項目」と呼称する。
参考情報	実証項目を除く、客観的な調査・分析によらない実証対象機器の性能等に関する情報で参考として実証試験結果報告書に盛り込むもの。実証申請者時の情報などを含む。
前処理	実証対象機器の作動条件を満たすこと等を目的として入口ダクトに導く前に施す排ガス処理を指す。実証対象機器が行う処理には含まれない。
後処理	排出基準を達成させること等を目的として実証対象機器で処理された後に施すガス処理、液体処理および固体処理を指す。実証対象機器が行う処理には含まれない。
実証試験実施場所	実証対象機器が設置され、実証試験が実施される事業所内の施設単位としての場所を指す。
実証申請者	技術実証を受けることを希望する者を指す。申請した技術が実証対象として選定された後、実証申請者を環境技術開発者と呼ぶ。
環境技術開発者	実証対象技術の保有者を指す。申請した技術が実証対象として選定される前までは、実証申請者と呼ぶ。

運転及び維持管理記録	実証試験実施場所での、運転及び維持管理のための作業について記録したものを指す。
------------	---

・実証試験実施体制

1. 環境省

- 環境技術実証事業全般を総合的に運営管理する。
- 実証体制を総合的に検討する。
- 環境技術実証事業検討会を設置し、運営管理する。
- 実証試験の対象技術分野を選定する。
- 実証運営機関を選定する。
- 実証運営機関に実証試験運営業務委託等を行い、その費用を負担する。
- 実証試験要領を承認する。
- 実証機関を承認する。
- 実証試験結果報告書を承認する。
- 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。
- 実証済み技術に対し、ロゴマークを配布する。

2. 環境技術実証事業検討会

- 環境技術実証事業全体の運営に対し、助言を行う。
- 実証運営機関の選定にあたり、助言を行う。
- 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。

3. 実証運営機関

- 実証試験要領を策定し、環境省の承認を得る。
- 実証機関を選定し、環境省の承認を得る。
- 実証対象技術を承認する。
- 実証試験にかかる手数料の項目の設定と実証申請者からの手数料の徴収を行う。
- 実証機関へ実証試験業務の委託等を行う。
- 実証試験結果報告書を確認し、環境省の承認を得る。
- V O C 処理技術ワーキンググループを設置し、管理運営する。

4. V O C 処理技術ワーキンググループ

- 主にV O C 処理技術分野(中小事業所向けV O C 処理技術)に関する環境技術実証事業の運営に対し、助言を行う。
- 実証試験要領の作成に対し、助言を行う。
- 実証機関の選定に対し、助言を行う。
- 実証試験結果報告書の承認にあたり、助言を行う。

5. 実証機関

- 環境省または実証運営機関からの委託等により、実証試験を運営管理する。
- 付録0に示される、品質管理システムを構築する。
- 実証対象技術を公募し、審査する。
- 技術実証委員会を設置、運営する。
- 実証試験実施場所を承認する。
- 環境技術開発者、及び実証試験実施場所の所有者との合意に基づき、実証試験を実施する。
- 環境技術開発者と実証試験実施場所の所有者との協力により、実証試験計画を策定

する。

- 実証試験に係る手数料額を算定する。
- 実証試験計画に基づき、実証試験を実施し、運営する。
- 実証試験に係る全ての人の健康と安全のため、実証試験実施場所の安全を確保するための体制を環境技術開発者、及び実証試験実施場所の所有者の協力のもと構築する。
- 必要に応じて、全ての実証試験の参加者の連絡手段の確保及び運搬上・技術的補助を含め、スケジュール作成と調整業務を行う。
- 実証試験を外部に委託する場合は、委託先において実証試験要領で求められる品質管理システムが機能していることを確実にする。
- 実証試験の手順について監査を行う。
- 実証試験によって得られたデータ・情報を管理する。
- 実証試験のデータを分析し、実証試験結果報告書を作成する。

6. 技術実証委員会

- 実証対象技術の審査にあたり、助言を行う。
- 実証試験実施場所の選定にあたり、助言を行う。
- 実証試験計画の策定にあたり、助言を行う。
- 実証試験の過程で発生した問題に対して、適宜助言を行う。
- 実証試験結果報告書の作成にあたり、助言を行う。
- 実証試験された技術の普及のための助言を行う。

7. 環境技術開発者

- 実証試験実施場所の選定にあたり、実証機関に実証試験実施場所の候補を提案し、必要な情報を提供する。
- 実証試験実施場所の提案に際しては、事前に実証試験実施場所の所有者より実証試験の実施について承諾を得る。
- 実証機関、及び実証試験実施場所の所有者との合意に基づき、実証試験を支援する。
- 実証試験計画の策定にあたり、実証試験実施場所の所有者に協力を依頼するほか、実証機関に必要な情報を提供する等、実証機関に協力する。
- 実証試験実施場所で使用可能な実証対象機器を必要なだけ準備する。また、「運転及び維持管理マニュアル」を実証機関に提供する。
- 実証対象機器および周辺機器類（試験用ダクトなど）の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、環境技術開発者の費用負担及び責任で行うものとする。
- 必要に応じ、実証試験終了後に実証試験実施場所を以前の状態に戻す責任を負う。
- 実証試験に要する費用のうち、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費（実証機関）」の3項目に関する経費を手数料として負担する。また、「装置搬入・設置」「装置運転・維持管理」（環境技術開発者の）出張旅費」「装置撤去・搬出」に関する経費についても負担する。
- 必要に応じ、実証試験中の実証対象機器の運転や測定など、技術的に実証機関の補助を行う。
- 必要に応じ、実証対象機器の運転及び維持管理を行う技術者を提供する。技術者は適切な資格を有しているか、必要な訓練を受けている者とする。
- 他の現場での試行または運転が行われている場合、実証対象技術に関する既存の性能データを用意する。

- 実証試験結果報告書の作成において、実証機関に協力する。

8. 実証試験実施場所の所有者

- 実証機関、及び環境技術開発者との合意に基づき、実証試験を支援する。
- 実証試験計画の策定にあたり、実証試験に必要な情報を提供する等、環境技術開発者および実証機関に協力する。
- 実証試験場所に、実証試験に影響を及ぼしうるような支障が生じた場合は、その内容を実証機関に報告する。

・実証の対象技術の審査

1. 申請

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は以下の通りとし、付録1に定める「実証申請書」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。なお、実証申請者は、実証機関と協議の上、申請後に辞退することができる。

- a．企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- b．技術の概要
- c．自社による試験結果
- d．製品データ
- e．開発状況・納入実績
- f．技術の先進性について
- g．その他（特記すべき事項）
- h．実証対象機器の基本仕様書（設計根拠が確認できること）*
- i．運転及び維持管理マニュアル（設計根拠が確認できること）*

（注）*印は実証申請書に添付すべき書類

2. 対象技術審査

実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を審査し、選定技術について実証運営機関の承認を得る。なお、個々の申請技術の選定審査経過については原則公開しないこととする。

- a．形式的要件
 - 申請技術が、1ページ「2.対象技術」に示した対象技術分野に該当するか。
 - 申請内容に不備はないか。
 - 商業化段階にある技術か。
- b．実証可能性
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか。
 - 実証試験計画が適切に策定可能であるか。
 - 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか。
 - 実証申請者の提案する実証試験方法は科学的に妥当か。
 - 実証試験実施場所が確保されているか。
一定の排ガス環境を擬似的に再現した場所を実証試験実施場所とする場合、上記観点には、現場の環境を擬似的に再現できているかどうか審査観点に含まれる。
- c．環境保全効果等
 - 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか。
 - 副次的な環境問題等が生じないか。
 - 高い環境保全効果が見込めるか。
 - その技術に先進性が認められるか。
 - 中小事業所に適した技術となっているか（コストや作業環境改善の観点など）
 - 資源節減効果や経済的効果があるか（VOCの回収・再利用を行う場合など。また、将来的な展望、可能性など）

・実証試験の準備

1. 実証試験実施場所の選定

実証試験実施場所は、環境技術開発者の提案をうけて、実証機関が決定する。本事業では、以下のいずれも実証試験実施場所になりうる。

- 既に稼働している実証対象機器が設置されている場所
- 実証試験のために新たに実証対象機器が設置される場所（環境技術開発者の開発現場等、一定の排ガス環境を擬似的に再現した場所も含む）

実証試験実施場所の選定にあたり、実証機関は特に以下の点を検討する。

本技術分野との適合性

事業内容は本技術分野にふさわしいか。実証対象機器への流入ガスは、一般的な塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング業等の排ガス特性から大きく逸脱しないか。

実証対象技術との適合性

操業状況や流入ガスは、実証対象技術の技術仕様・特性にふさわしいか。

実証試験との適合性

本実証試験要領に示された様々な要求事項を満たし、効果的、中立公正な試験ができるか。

実証対象機器を新たに配置する場合、環境技術開発者は、実証試験実施場所の周囲環境との調和を図り、操業への影響を最低限にとどめられるよう、実証試験実施場所の所有者と協議のうえ、実証試験が円滑に遂行できる環境を確保する。また、実証試験実施場所の状況により、運転に要する費用の分担（作業の分担を含む）について協議する。

環境技術開発者には、実証試験終了後に、実証試験実施場所を以前の状態に戻す責任がある。また試験期間中に変更が必要となる場合は、実証機関、実証試験実施場所の所有者、環境技術開発者の間で協議を行うこととする。

上記の検討を行うために実証機関は、環境技術開発者への指示により、以下の情報を収集する。

- 実証試験実施場所の位置や事業所の操業状況に関する詳細な記述（例：塗料消費規模 kg/月の塗装工場、印刷インク消費規模 kg/月の印刷工場、洗浄部品数量トン/月のめっき工場、クリーニング衣料 kg/月のクリーニング工場 等）
- 実証試験実施場所に係る規制がある場合、必要となる諸手続き
- 流入ガスの成分（VOC種類等）と風量、流入時間、風量や成分に影響を与える作業についての情報
- 現存の施設の配置と、実証対象機器が配置される箇所を示した区画図、ダクト配置図
- 実証対象機器の設置方法の説明、流入ガスの実証対象機器への導入方法（流入ガス温度等の影響で、実証対象機器の処理性能が変動する可能性があることから、実証対象機器の配置についてはそれらの影響を判定できるよう詳細に記述すること）
- VOC処理のダクト系統図（フィルター等の前処理施設の有無、コンプレッサー、ファン等送風装置の有無、これらの種類及び管理条件等の記載も含む）
- 処理ガスの放出先と二次生成物の処理・処分方法
- 適切な風量監視・試料採取位置
- その他実証試験実施場所の特徴

2. 実証試験開始前の条件の確認について

実証機関は、実証項目を中心に、実証試験実施場所において実証試験開始前に入手すべき情報を特定し入手する。必要ならば試料を採取し分析する。

また、実証対象機器が既に稼働している場所の場合、設置時期および最後に実施したメンテナンス内容・実施時期について情報を入手する。

3. 実証対象機器の設定

実証機関は、実証対象技術を機器・装置として具現化したもののうち、実証試験で実際に使用するもの（中核となる機器だけではなく、実際に使用前処理／後処理機器も含む）を明確に設定する。

4. 実証項目の設定

実証機関は、環境技術開発者と協議を行いつつ、実証対象技術の特徴を実証するための調査・分析項目を必要に応じて実証項目として設定する。実証対象機器のVOC処理性能等、本分野において共通的な実証項目は共通実証項目として設定し、そのほか、VOC回収効果、環境負荷影響、消費資源、実証対象機器の適正な維持管理に要する労力などに関する実証項目は、追加実証項目として設定する。

（１） 共通実証項目

本実証試験の共通実証項目として想定されるものを表 2に示す。また、共通実証項目データの算定に併せて測定が必要な基礎データを表 3に示す。実証項目は、主に実証対象機器の排ガス処理能力を実証するために用いる他、運転の安定性を実証するためにも用いる。実証機関は、設定した実証項目を実証試験計画に記載する。なお、共通実証項目はいずれか最適なものを選択するか、両方とも選択する。

表 2 共通実証項目

実証項目	内容
VOC濃度	入口ダクトにおける流入ガス及び出口ダクトにおける処理ガスのVOC濃度（ppmC）
処理率（移動収支）	流入ガスに含まれるVOC総量および処理ガスに含まれるVOC総量から算定される移動収支

（注）機器特性により、必ずしも上記内容の実証を実施できない場合はこれに限らない。

表 3 共通実証項目データの算定に併せて測定が必要な基礎データ

主な実証項目	測定が必要な基礎データ
処理率（移動収支）	・入口ダクト、出口ダクトにおける流量

(2) 追加実証項目

技術ユーザーに対する有益性、環境技術開発者の希望、また安全性確保や二次的な環境負荷増加を防止する観点から追加実証項目として設定する。環境への負荷影響、消費資源、実証対象機器の適正な維持管理に要する労力、その他実証項目の評価の参考となる項目を設定する。実証機関は、決定した追加実証項目を全て実証試験計画に記載する。

環境負荷に関する追加実証項目

環境負荷に関する追加実証項目として想定されるものを表 4に示す。実証機関は、これら以外の項目についても評価の必要性を検討し、選択および設定した実証項目を全て実証試験計画に記載する。安全性確保や二次的な環境負荷増加を防止する観点から設定されることが望ましい。設定の必要性がない場合には特に設定しない。

表 4 環境負荷に関する主な追加実証項目の例

主な実証項目	内容	主な関連費用
臭気指数	出口ダクトにおける臭気指数	-
CO濃度	出口ダクトにおけるCO濃度	-
NOx濃度	出口ダクトにおけるNOx濃度	-
排水発生状況	操業時または操業時以外（後処理等）で発生する排水中の溶剤濃度、pH、塩化物イオン濃度、酸分（アルカリ消費量）、COD、BOD、排水量。	処理費用
アルデヒド濃度	出口ダクトにおけるアルデヒド濃度	-
残留オゾン濃度	出口ダクトにおけるオゾン濃度	-
2次生成物発生状況	操業時または操業時以外に発生するガス中、排水中の2次生成物（上記2物質を除く）の発生状況。	処理費用
廃棄物発生状況	操業時または操業時以外（後処理等）で発生する廃棄触媒等の廃棄物発生状況。	処理費用
騒音	機器（本体）運転中の騒音（dB）	-

（注）機器特性により、必ずしも上記内容の実証を実施できない場合はこれに限らない。

VOC回収効果に関する追加実証項目

VOC回収効果に関する追加実証項目として想定されるものを表 5に示す。特に回収方式の技術については原則として本項目を実証項目とする。実証機関は、これら以外の項目についても評価の必要性を検討し、選択および設定した実証項目を全て実証試験計画に記載する。設定の必要性がない場合には特に設定しない。

表 5 VOC回収効果に関する主な追加実証項目の例

主な実証項目	内容
回収率（移動収支）	流入ガスに含まれるVOC総量および回収されたVOC総量から算定される移動収支
回収溶剤の性状・成分	実証対象機器にて回収されたVOC（液体状態にあるもの）の品質（新品溶剤からの変化状況（純度等））、再利用の可否の判断の参考にすることを目的とする。

（注）機器特性により、必ずしも上記内容の実証を実施できない場合はこれに限らない。

運転及び維持管理状況に関する追加実証項目

定量的・定性的な運転及び維持管理上の性能評価、またこれらに伴う費用評価に関する追加実証項目として想定されるものを表6に示す。実証機関はこれら以外の項目についても評価の必要性を検討し、選択および設定した実証項目を全て実証試験計画に記載する。技術ユーザーに対する有益性の観点等から設定されることが望ましい。設定の必要性がない場合には特に設定しない。

表 6 運転及び維持管理状況に関する主な追加実証項目の例

主な実証項目	内容	主な関連費用
消費電力量	1日あたりの消費電力量（kWh/日（1日あたりの平均操業時間も記載））	操業時電気使用料、操業時以外電気使用料（回収等）
燃料消費量	（都市ガス、LPG等の燃料を消費する場合）1日あたりの燃料消費量。	操業時燃料使用料、操業時以外燃料使用料（回収等）
水消費量	（処理反応及び冷却等に水を消費する場合）1日あたりの水消費量	操業時水使用料、操業時以外水使用料（回収等）
その他反応剤等消費量	（その他活性炭や薬液等を使用する場合）1運転あたりの反応剤消費量、または交換頻度	操業時消耗品費や交換費用、操業時以外消耗品費、交換費用（回収等）
実証対象機器の運転・維持管理に必要な人員数と技能	最大人数と作業時間（人日） 管理の専門性や困難さを記録する	-
実証対象機器の立ち上げに要する期間 / 実証対象機器の停止に要する期間	立ち上げに要した時間（単位は適宜） 停止に要する時間（単位は適宜）	-
運転及び維持管理マニュアルの評価	読みやすさ・理解しやすさ・課題等	-

（注）機器特性により、必ずしも上記内容の実証を実施できない場合はこれに限らない。

その他の追加実証項目

その他、実証試験実施場所の状況把握に関する追加実証項目として想定されるものを表7に示す。実証機関はこれら以外の項目についても評価の必要性を検討し、選択および設定した実証項目を全て実証試験計画に記載する。設定の必要性がない場合には特に設定しない。

表 7 その他の追加実証項目の例

主な実証項目	内容
空気の温湿度	実証試験実施場所における空気温度（ ）および相対湿度（ % ）
ガス温度	入口ダクト、出口ダクトにおけるガス温度（ ）
VOC成分	実証試験実施場所にて使用しているVOC の成分

5. 参考情報の整理

客観的な調査・分析にはよらないが、技術ユーザーに対して有益な情報になり得る場合は、実証機関と環境技術開発者で協議の上、実証試験結果報告書に記載予定の参考情報として整理する。

（１） VOC のマテリアルフローに関する整理

実証機関は、ユーザーの理解を容易にするため、可能な範囲でVOCのマテリアルフローの把握を目指す。実証試験で得られるデータ以外に必要な情報を把握する場合、その把握方法（実証試験実施場所の所有者や環境技術開発者へのヒアリング等も含む）を実証試験計画に記載する。また、結果を実証試験結果報告書に参考情報として記載する。必要性がない場合には特に整理しない。

実証試験で得られるデータ以外に必要なと思われる主な情報は以下のとおりである。

- 実証対象機器に流入せず大気（室内）に放出される排ガスがある場合の、VOC揮発総量
- 溶剤が実証対象機器の内部に留まる可能性がある場合、機器内に留まる溶剤量

（２） その他情報に関する整理

その他、整理すべき参考情報として想定されるものは以下のとおりである。整理結果は実証試験計画に記載する。実証対象技術の基礎的情報となる製品データや技術ユーザーからみて特に関心の高いコスト情報を除き、必要性がない場合には特に整理しない。

- 製品データ
 - ・ 名称 / 型式
 - ・ 製造（販売）企業名
 - ・ 連絡先（TEL / FAX、Webアドレス、E-mail：個人が特定されないもの）
 - ・ サイズ / 重量
 - ・ 対象となる主要業種・VOC排出工程
 - ・ 前処理、後処理の必要性
 - ・ 耐被毒対応
 - ・ 圧力損失防止対応
 - ・ 付帯設備
 - ・ 処理可能なVOC
 - ・ 処理性能の持続性
 - ・ 停電・トラブル時からの復帰方法
 - ・ 実証対象機器寿命
- コスト概算

- その他メーカーからの情報
 - ・ VOC発生源からのVOCガス吸込みの際の工夫・特長について
 - ・ 対象VOC、規模、処理原理等が異なるシリーズの機器がある場合、その概要と、特記すべき仕様の変更
 - ・ 吸着剤交換等に関するメンテナンス体制
 - ・ 実際現場との適合性などに関する情報
 - ・ 実証申請者（環境技術開発者）から申請時に提出される情報（実証項目として設定されるものは除く）のうち、申請書に添付される諸情報や技術実証委員会における検討結果から高い客観性が確認され（他事業における実測試験データなど）、また技術ユーザーに対して有益な情報提供になると判断される情報。

6. 試験期間の設定

必要となる試験期間は、立ち上げ後、流入ガスの典型的と考えられるパターンを検証できる期間とすることが望ましい（数日程度）。また、試験期間中の動作不良や操業停止は極力少ないことが望ましい。

7. 実証のための設計性能の設定

実証にあたって、実証機関は事前にどのような設計仕様の機器なのかを把握する必要がある。また実証試験結果の評価を行う立場の者に対して判断指標を提供する必要がある。したがって、環境技術開発者は、実証試験実施場所の排ガス特性（機器への流入ガス温度、濃度、風量など）などを踏まえた実証のための設計性能（実証試験実施場所に合わせて調整された機器の設計性能）を決定し、実証機関がこれを承認する。

環境技術開発者は、必要に応じて複数種類の実証のための設計性能（「（出口ダクトにおける平均）VOC濃度」と「処理率」など）を設定し、実証機関が承認したものについて、それを実証試験結果に明記する。

実証のための設計性能については、「6試験期間の設定」において設定された試験期間内（実証試験を行う数日程度）で発揮し得る能力とし、これを発揮するために必要な前提条件（VOC濃度の範囲、入口ダクトのガス温度など）や装置の整備状況（新設/既設の区別、既設の場合には設置時期および最後に実施したメンテナンス内容および実施時期など）を実証試験結果に併せて明記する。

8. 実証試験計画の策定

実証試験実施場所の特性、排ガスの特性、実証対象技術の技術仕様等を考慮して、実証機関は実証試験計画を策定する。

実証機関は、実証試験実施場所の所有者からの情報提供や技術実証委員会の助言を受けながら、環境技術開発者と協議を行いつつ、実証試験計画を策定する。

実証試験計画として定めるべき項目を付録2に示す。

・実証試験の方法

1. 実証対象機器の立ち上げ

- 環境技術開発者は、実証試験実施場所に実証対象機器を設置し、実証対象機器を立ち上げる。なお、既設のVOC処理装置を実証対象機器とする場合は、立ち上げを実施する必要はない。
- 実証機関は、必要に応じて、実証対象機器の立ち上げ状況、所見、結果を実証試験結果報告書に記載し、必要があれば一部の追加実証項目の記録を開始する。
- 環境技術開発者は、関係者以外の者が安易に実証対象機器に触れないよう、対象実証機器（周辺機器も含む）の読みやすい位置に、以下を記したデータプレートを添付する：
 - ・ 機器・装置の名称
 - ・ モデル番号
 - ・ 製造番号
 - ・ 環境技術開発者の社名、住所、担当者名、緊急連絡先
 - ・ 電源電圧、相数、電流、周波数
 - ・ 搬送・取り扱い時の注意事項
 - ・ 注意書き・警告文（読みやすさ・見つけやすさに留意すること）
 - ・ 容量または排出速度（適用可能な範囲で）

2. 運転及び維持管理

試験期間を通じて、定常な運転状態を維持し、運転の適正化と効率化を図るために、実証対象機器は定期的な監視と維持管理を必要とする。

運転及び維持管理は、排ガス処理に精通し同様の運転及び維持管理に慣れた者が、運転及び維持管理マニュアルに従い担当する。なお、運転及び維持管理活動の責任は、環境技術開発者が負う。実証機関は、運転及び維持管理に関する全ての作業について、関係者間の責任・役割分担を調整し、実証試験計画に記載する。

(1) 通常の運転及び維持管理

- 実証試験期間中、適正に運転するための実証対象機器の維持管理は、運転及び維持管理マニュアルに従う。維持管理活動の頻度は、少なくとも運転及び維持管理マニュアルで指定されたものを満たさなければならない。また実証試験実施場所での運転及び維持管理記録を残す。
- 適正な運転が可能となるよう、流入ガスのデータが一定範囲内で維持された実証を目指す。
- これらの運転及び維持管理活動を記録した上で、個別の運転及び維持管理作業の記録には、場所、日時、担当者名、作業内容、実証試験実施場所／実証対象機器の所見、作業結果を示す。これらの報告は、実証試験実施場所での運転及び維持管理記録と、実証試験結果報告書に含まれる。
- 運転及び維持管理実証項目については、使用者の運転及び維持管理技能が低い場合に予想される問題点についても考慮する。
- 実証対象機器の安定な運転を保证するため、上記の運転及び維持管理活動について、運転及び維持管理マニュアルで規定された頻度・程度を超えて行うことは妨げない。

その場合実証機関は、実証対象技術に必要な運転及び維持管理活動と実際に実施した維持管理活動を明確に区別し、実証試験結果報告書を作成するよう配慮する。

- 実証試験開始後、運転及び維持管理の方法や頻度を変更する必要が発生した場合については、環境技術開発者と実証機関の間で協議を行い、新たな運転及び維持管理の頻度・方法を決定するものとする。実証機関は、新たな運転及び維持管理の方法・頻度と、その開始時期について実証試験結果報告書に記載する。

(2) 異常事態への対応

運転および維持管理を担当する者は、異常事態が発生した際には速やかに環境技術開発者に連絡をとる。運転および維持管理を担当する者は、環境技術開発者の示した定常運転状態に復帰させるための措置をとる。不測の事態の際には、実証機関は環境技術開発者および実証試験実施場所の所有者とともに問題に対応する。

異常事態中の測定・試料採取結果は、実証試験結果報告書内の統計分析には用いないが、実証試験結果報告書内でその測定・試料採取結果について検討しなければならない。定常運転に復帰し次第、代わりの測定・試料採取を実施する。

異常事態については、その状態、原因、結果、復帰方法を実証試験結果報告書に文書化する。原因がわからない場合、また本当に異常事態であったのかどうか判断できない場合は、その期間中の測定・試料採取結果も実証試験結果報告書での統計分析に用いる。

(3) 費用の評価

実証機関は、環境技術開発者、実証試験実施場所の所有者の協力の下、後処理で必要となる費用、消費電力量、2次生成物の処理費用、消耗品の価格等、運転及び維持管理にかかる費用を評価するために必要な情報を可能な範囲で整理する。

3. 測定方法

(1) 試料採取

実証機関は、試料採取の採取位置、使用する試料採取器材を JIS K 0095 (排ガス試料採取方法) を参考として決定する。試料採取期間の決定にあたっては、実証試験実施場所の操業パターン等の情報を元に、運転安定性の評価の観点、流入ガスの典型的パターンを全て含むようにする観点を考慮する(事業所稼働時間における連続測定など)。

なお、実証対象機器の入口ダクトにおける流入ガスおよび出口ダクトにおける処理ガス中のVOC濃度の連続測定等においては、連続全炭化水素計測装置等の装置を用いて測定する。

実証対象機器の入口ダクトにおける流入ガスおよび出口ダクトにおける処理ガス構成の分析、出口ダクトにおける高精度のVOC濃度測定においては、平成17年環告第61号「揮発性有機化合物濃度の測定法」や「『有害大気汚染物質測定方法マニュアル(大気中のベンゼン等揮発性有機化合物(VOCs)の多成分同時測定法)』(環境省環境管理局大気環境課 平成15年12月)」等を参考に試料採取の手続きを定める。また試料採取に用いる機器については、実証試験計画に明記する。

(2) 実証項目の測定方法

共通実証項目の測定方法

共通実証項目についての測定方法を表8に示す。また併せて測定が必要な基礎データの測定方法を表9に示す。下記項目以外の測定方法は、関連JISや関連規制を参考とし、実証試験計画において定める。実証機関は、測定を行った項目及びその測定方法について、実証試験結果報告書に記載しなければならない。

表8 実証項目の測定方法

主な実証項目	方法
VOC濃度	実証対象機器の入口ダクトにおけるVOC濃度は、連続全炭化水素計測装置等で測定する。 実証対象機器の出口ダクトにおけるVOC濃度は、連続全炭化水素計測装置で測定する。さらに、実証機関が必要であると判断した場合には、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(大気中のベンゼン等揮発性有機化合物(VOCs)の多成分同時測定法)」(環境省環境管理局大気環境課 平成15年12月)や「排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(環境庁大気保全局大気規制課 平成9年4月)を参考とした測定を行う。 出口ダクトにおける濃度は、必要に応じ操業時以外についても測定を行う。
処理率 (移動収支)	処理率は、実証対象機器の入口及び出口ダクトにおけるVOC濃度及び流量から求める。出口濃度は、連続全炭化水素計測装置または「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(大気中のベンゼン等揮発性有機化合物(VOCs)の多成分同時測定法)」に基づいて得られるデータを用いる。

表 9 併せて測定が必要な基礎データの測定方法

実証項目	基礎データ	方法
処理率 (移動収支)	流量	<p>流量は、流速範囲に応じた適切な流速計測器（ピトー管や熱式風速計など）を用いて流入もしくは処理ガス流速を連続測定し、ダクト断面積を乗じて算出する。</p> <p>ピトー管による流速測定法</p> $V = C \times (2 P_d / \rho)^{1/2}$ $= C_0 \times \{273 / (273 + t_s)\} \times \{(P_a + P_s) / 101.3\}$ $P_d = P_1 - P_s$ <p>V：流速 (m / s) C：ピトー管係数 P_d：流入 / 処理ガス動圧 (Pa) ρ：流入 / 処理ガス密度 (kg / m³_N) t_s：測定計内の温度 (°C) P_a：大気圧 (Pa) ρ₀：流入 / 処理ガス密度 (kg / m³) P_s：静圧 (測定系内の圧力 : Pa) P₁：全圧 (測定系内において流体 (封液) を押す圧力 : Pa)</p> <p>ガス流量の算出</p> $Q = A \times V \times \{273 / (273 + t_s)\} \times \{P_s / 101.3\} \times 60$ <p>Q：ガス流量 (m³_N / min) A：ダクト断面積 (m²)</p>

主な追加実証項目の測定方法

主要な追加実証項目についての測定方法を表 10に示す。

下記試験項目以外の測定方法は、関連 JIS や関連規制を参考とし、実証試験計画において定める。実証機関は、測定を行った項目及びその測定方法について、実証試験結果報告書に記載しなければならない。

表 10 主な追加実証項目の測定方法

項目分類	主な実証項目	方法	
環境負荷	臭気指数	三点比較式臭袋法・同フラスコ法等を参考とする。	
	CO濃度	JIS K 0098 (排ガス中の一酸化炭素分析方法) を参考とする。	
	NO _x 濃度	JIS K 0104 (排ガス中の窒素酸化物分析方法) または JIS B 7982 (排ガス中の窒素酸化物自動計測システム及び自動計測器) を参考とする。	
	排水発生状況	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法) 及び JIS K 0102 (工場排水試験方法) を参考とする	
	アルデヒド濃度	実証機関が適宜設定。	
	残留オゾン濃度	実証機関が適宜設定。	
	2次生成物発生状況	実証機関が適宜設定。	
	廃棄物発生状況	実証機関が適宜設定。	
VOC 回収効果	回収率 (移動収支)	騒音	JIS Z 8731 (環境騒音の表示・測定方法) を参考として測定する。送風機が付属している場合は、その騒音を JIS B 8330 (送風機の試験及び検査方法) を参考として測定する。詳細な測定条件は実証機関が設定し、実証試験計画に記載する。
		回収率は、1日 (もしくは複数日) におけるVOC投入量及び回収量から求める。溶剤投入量および回収量は電子天秤による測定もしくは流量およびVOC濃度から算出する。	

	回収溶剤の性状・成分	純度：JIS K 0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法 水分：カールフィッシャー水分測定法またはこれに準ずる測定法 酸価：JIS K 5601-2-1 塗料成分分析法-溶剤可溶物中の成分分析 加熱残分：JIS K 5601-1-2 塗料成分分析法-溶剤可溶物中の成分分析
運転及び維持管理状況	消費電力量	全機器の電源の積算動力計によって測定する（kWh/日）
	燃料消費量	実証機関が適宜設定。
	水消費量	同上。
	その他反応剤等消費量	同上。
	実証対象機器の立ち上げに要する期間 / 実証対象機器の停止に要する期間	実際に要した時間（単位は適宜）を記載。
	実証対象機器の運転・維持管理に必要な人員数と技能	実際の運転結果より評価。
	運転及び維持管理マニュアルの評価	実際に使用した結果より評価。
その他	温度	実証試験実施場所における空気温度：寒暖計等を用いた測定 入口・出口ダクトにおける温度：熱電対等を用いた連続測定
	湿度	実証試験実施場所における空気湿度：乾球・湿球等を用いた測定
	VOC成分	製品メーカーからの情報収集もしくは適宜実証機関が定めた方法による測定

（注）機器特性により、必ずしも上記内容の実証を実施できない場合はこれに限らない。

4. 分析精度の管理

対象物質の測定において一定の精度を確保するためには、試料採取から分析、定量まで相応の精度管理が行われなければならない。分析精度の管理については、大気中のベンゼン等揮発性有機化合物（VOCs）の多成分を対象とした同時測定方法である「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省環境管理局大気環境課 平成15年12月）」や「排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」（環境庁大気保全局大気規制課 平成9年4月）を参考に行うこととする。

・実証試験結果報告書の作成

実証機関は、実証試験の結果は、実証試験結果報告書として報告しなければならない。実証試験結果報告書には、実証試験の結果、全ての運転及び維持管理活動、実証試験期間中に生じた実証項目の試験結果等の変化まで、全てが報告されなければならない。

実証試験結果報告書には以下の内容が含まれなければならない：

- 全体概要（付録3（概要フォーム）参照）
- 実証試験の概要と目的
- 実証対象技術及び実証対象機器の概要
 - ・ 製品製造者（名前、所在、電話番号）
 - ・ 型番
 - ・ 実証対象技術の原理と機器構成
 - ・ 実証対象機器の仕様
 - ・ 実証対象機器の設計条件（処理風量、稼働時間、処理VOCなど）
- 実証試験実施場所の概要
 - ・ 事業状況（業種、施設規模、所在地 など）
 - ・ 排ガス（または機器への流入ガス）の状況（過去の測定結果など）
 - ・ 実証対象技術の配置および排ガス系統図
 - ・ 実証対象機器の新設／既設状況（既設の場合は設置年月日、最後に行ったメンテナンス内容、実施年月日なども記載）
- 実証試験の方法と実施状況
 - ・ 実証試験全体の実施日程表
 - ・ 実証のための設計性能（実証試験期間内に発揮し得る能力およびその前提条件や装置の整備状況）
 - ・ 共通実証項目（試料採取、試験方法、機器校正についてそれぞれ方法と実施日を示す）
 - ・ 追加実証項目（試料採取、試験方法、機器校正についてそれぞれ方法と実施日を示す）
- 実証試験結果と検討（測定・分析結果を表やグラフを用いて示す）
 - ・ 測定操作の記録（試料採取条件等）
 - ・ 共通実証項目
 - ・ 追加実証項目
 - ・ 異常値についての報告
- 参考情報
 - ・ VOCのマテリアルフロー（可能な範囲で記載）
 - VOC揮発総量（実証対象機器に流入しないVOCも含む）及び把握方法
 - 流入ガス中のVOC総量
 - 処理ガス中のVOC総量
 - 回収溶剂量
 - 実証対象機器内に留まる溶剂量、及び把握方法
 - ・ その他参考情報
 - 実証はしないが参考として報告書に記載すべき製品データに関する情報
 - コスト情報（イニシャルコスト、ランニングコストおよび試算根拠データ）
 - その他メーカーからの情報
 - ◇ VOC発生源からのVOCガス吸込みの際の工夫・特徴

- ◇ 対象VOC、規模、処理原理等が異なるシリーズの機器がある場合の概要と特記すべき仕様の変更点
 - ◇ 吸着剤交換等に関するメンテナンス体制
 - ◇ 実際現場との適合性に関する情報
 - ◇ その他メーカーからの情報（商品の宣伝を目的とした情報は除く）
 - ◇ その他実証申請時の実測データや他事業における試験結果情報など
- 付録
 - ・ データの品質管理
 - ・ 品質管理システムの監査

実証試験結果報告書の基礎資料として、実証機関は運転及び維持管理マニュアル、運転及び維持管理記録、資料採取・分析の実施及び確認記録、品質管理システムの監査記録等を整理し、実証試験結果報告書とともに環境省に提出する。

実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。

・実証試験実施上の留意点

1. データの品質管理

(1) データ品質管理の方法

実証項目に関するデータの品質は、実証試験の方法、4.分析精度の管理に示した方法に従って管理されなければならない。

(2) 測定とデータの取得

データの品質管理のための、測定とデータの取得における要求事項は以下の通りである：

- 実証試験計画の背景となる全ての仮定、試料採取の採取位置と採取すべき試料は、全て実証試験計画の策定時に技術実証委員会に報告され、承認を得る。
- 試料の採取、分析については、その都度実施及び確認記録をとる。
- 標準化されていない試料採取手法や試料採取に用いる機器、データの代表性に影響を及ぼす可能性のある分析手法や分析機器を使用する際には、その妥当性が検証し、その旨を明記する。
- 試料の取り扱い、保管場所、輸送に関する要求事項について記述する。この際、試料ラベル、保管ラベル、試料の保管記録を示す。
- 使用される分析手法、分析機器は文書に示す。
- 全ての分析機器の校正の要求事項、校正基準を含む手法を実証試験計画に規定する。
- インタビュー等、測定以外の方法で得られる全てのデータについて、データの使用限度が原則として検討されなければならない。

2. データの管理、分析、表示

実証試験から得られるデータには、排ガス処理性能実証データなどといった定量データに加え、システムの信頼性と操作性、人員の必要性といった定性データがある。これらの管理、分析、表示方法は以下の通りである。

(1) データ管理

データは、「付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム 3.品質管理システム (3)文書及び記録の管理」に示されるように、確実に管理する。実証機関は、データの品質管理者を1名指名する。

(2) データ分析と表示

実証試験で得られたデータは統計的に分析され、表示されなければならない。統計分析に使用された数式は、全て実証試験結果報告書に掲載する。統計処理に含まれなかったデータ(異常事態の間に収集されたデータを含む)は、実証試験結果報告書の「異常値についての報告」で報告する。

共通実証項目の分析・表示方法

- 実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける VOC 濃度の推移を示すグラフ
- VOC の総流入量及び総排出量、及び処理率(移動収支)
- 機器入口ダクト、出口ダクトにおける全ての流量監視データを示す表
- 流量の最大値、平均値、最小値を示す表

- 実証試験期間中における流量変化（時間変化、日変化）示すグラフ
期間を通した積算データによる率・成分、各日の積算データによる率・成分の平均値など

追加実証項目の分析・表示方法

- VOC回収効果関係
 - ・ VOCの溶剤投入量及び回収量、回収率（移動収支）
 - ・ 回収されたVOCの成分を示す表
期間を通した積算データによる率・成分、各日の積算データによる率・成分の平均値など
- 環境負荷関係
 - ・ 各測定項目の測定値
 - ・ その他所見
- 運転及び維持管理状況関係
 - ・ 使用資源項目の測定値（表またはグラフ）および所見
 - ・ 機器立ち上げ、停止に要する時間
 - ・ 機器運転・維持管理に必要な人員数と技能に関する所見
 - ・ 月間平均維持管理時間
 - ・ 停電・トラブル時の対応に関する所見
 - ・ 発火等危険への対応策に関する所見
 - ・ 処理性能の持続性・薬液回収の必要性に関する所見
 - ・ 触媒における被毒対応の有無に関する所見
 - ・ 機器内における圧力損失防止の工夫有無に関する所見
 - ・ 運転及び維持管理マニュアルの評価に関する所見
 - ・ その他所見
- その他
 - ・ 機器設置場所における空気温度・相対湿度を示す表
 - ・ 機器入口ダクト、出口ダクトにおけるガス温度を示す表
 - ・ 使用VOCの成分を示す表

3. 環境・衛生・安全

実証機関は、実証試験に関連する環境・衛生・安全対策を厳重に実施する。実証試験計画を策定する際には、関連する環境問題や、実証試験と実証試験実施場所の潜在的な危険性を特定し、またそれらを防止する対策を特定する。実証機関は、実証試験に参加していない雇用者・作業員を含む、実証試験実施場所の人員に対し、これらの潜在的な危険性と安全策を周知する。実証試験計画において検討されるべき事項としては、主に以下の点が挙げられる。

- 実証対象機器の運転、処理水の排出、二次生成物発生に関する要求事項
- 生物的・化学的・電気的危険性
- 実証試験に関係する化学物質の取り扱い、保管、廃棄
- 実証試験に関係する残さと二次生成物の取り扱いと廃棄
- 化学物質等安全データシート
- 地域の電力・配管規則の遵守
- 実証対象機器からガスが発生する場合、排気・換気設備

- 火災防止
- 緊急連絡先（救急、消防他）の確保
- 労働安全の確保
- その他

4. 手数料

（１） 手数料の設定と徴収

手数料の設定および徴収に至る流れを図 2 に示す。実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、手数料の予定額を算定し、実証運営機関に登録するとともに、公募の際、これを明示することになる。算定すべき主な手数料項目（内容）は（２）のとおりであるが、必要に応じ実証運営機関と協議の上、決定する。手数料予定額は、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものにすることが望まれる。

実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験を開始する前に、実証運営機関と調整の上、実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定し環境技術開発者に通知する。手数料額の確定にあたっては必要に応じ実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、決定する。なお、納付期日は、原則実証試験開始前とする。環境技術開発者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。

なお、実証機関は、手数料額の確定の際に、実証試験途中における実証項目の追加、また、これに伴う手数料額の追加があり得ることを、環境技術開発者に対し確認しておくとともに、これらの追加を行う場合には、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、対応することとする。

なお、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し承認を得た上で、環境技術開発者と協議し、そこまでの試験に要した費用を算定し、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定しなければならない。

（２） 手数料項目

手数料徴収の対象となる項目例を表 11 に示す。主なものとして以下がある。

測定・分析等

- ・ 試料採取、分析・測定にかかる人件費
- ・ 実証項目の測定・分析にかかる機器損料
- ・ 実証項目の測定・分析にかかる外部委託費

試験に伴う消耗品

- ・ 実証項目の測定・分析にかかる消耗品費

出張旅費（実証機関）

- ・ 実証試験実施場所までの移動に必要な交通費

その他

- ・ 一般管理費（実証機関が求める場合）

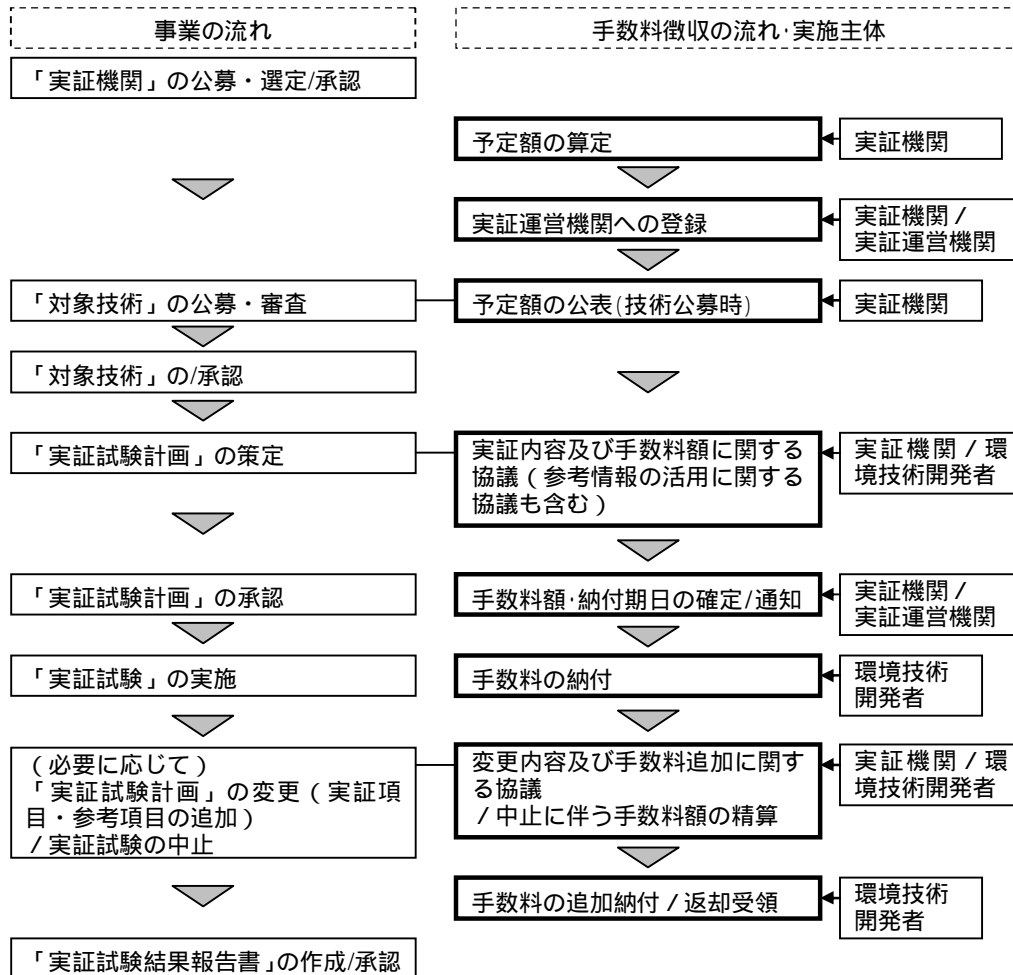


図 2 中小事業所向けVOC処理技術分野における手数料徴収の流れ

表 11 手数料項目の例

測定・分析等			
種別	項目	内訳	
人件費	試料採取	(以下の分析・測定に必要なサンプリング作業)	
	分析・測定(測定機器の設置・測定・撤去作業、採取試料の分析作業など)	共通実証項目	濃度、処理率 ダクトの流量
		追加実証項目	VOC回収効果 回収率 回収溶剤の性状・成分 臭気指数 CO濃度 NOx濃度 2次生成物 排水 廃棄物 騒音
		環境負荷	燃料消費量 水消費量 その他反応剤消費量 その他評価 VOCの成分 空気の温度・湿度 ダクトガス温度
物件費	測定機器リース(実証機関で保有しているものは除く)	共通実証項目	濃度、処理率、回収率 ダクトの流量 炭化水素計 水素発生器 風速計 など
		追加実証項目	回収率 炭化水素計 水素発生器 CO計 NOx計 騒音測定計 騒音 消費電力量 電力計 水消費量 水量計 空気の温度・湿度 温度計・湿度計 ダクトガス温度 温度計 など
	外部委託(分析作業など)	追加実証項目 (共通実証項目も含まれる可能性あり)	回収溶剤の性状・成分 臭気指数 2次生成物 排水 廃棄物 VOCの成分 など
試験に伴う(上記以外の)消耗品			
種別	項目	内訳	
物件費	消耗品	共通実証項目 / 追加実証項目	濃度、処理率、回収率 標準ガス(プロパン、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、二酸化炭素など) 採取器具(導管等、サンプリングバッグ類、クランプメーター関係、その他) 用紙類
		その他	
出張旅費(実証機関関連)			
種別	項目	内訳	
物件費	現地作業、実証機関の試験場所までの旅費	交通費	運賃(特急料金なども) レンタカー使用料 燃料費 高速道路使用料
		日当 宿泊費	(作業従事者の日当・実証機関規定による) (作業従事者の宿泊費・実証機関規定による)
その他(一般管理費)			
種別	項目	内訳	
一般管理費	(実証機関の規定による)	上記経費に一定の率を乗じて算出される額	

(注1) 実証技術の公募・審査、実証試験計画の策定(現地踏査、分析・測定項目の設定、マテリアルフローの把握、期間設定、計画書の策定など) 実証試験結果報告書の作成に要する人件費は、手数料徴収の対象外(国負担)であることに注意。

(注2) 実証項目の設定状況、実証機関における測定機器の保有状況によって対象経費が異なることに注意(本表はあくまで想定される例示)。

(注3) 実証試験実施場所の立地場所によって交通費等が変動することに注意。

5. 実証試験の変更又は中止について

(1) 環境技術開発者の希望による実証項目の追加について

実証試験途中において、環境技術開発者より、実証項目の追加について希望があった場合には、実証機関は、第3者による客観的実証である本事業の趣旨に照らして適当な変更であるかを技術実証委員会の意見等を踏まえて判断し、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更することとする。

なお、この変更により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の再確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料の追加の手続きを取ることとする。

(2) 環境技術開発者の希望による中止(辞退)について

実証試験途中において、環境技術開発者より、実証試験の中止(辞退)について希望があった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその旨を報告し承認を得た上で、実証試験を中止することとする()。

なお、この中止に当たり手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の再確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料の返却の手続きを取ることとする。

() 環境技術開発者は、中止までに要した費用を負担する。また、既に納付された手数料のうち、中止までに使用されなかった残額については、実証機関は実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、返却するか、返却せずに引き続き技術の改善点等の研究等にあてるかを決定することとする。また、実証機関は、環境技術開発者が費用を負担した範囲で得られた試験データについては、環境技術開発者に提供することとする。

(3) 実証機関の判断による実証項目の追加について

実証機関は、実証試験途中において、第3者による客観的実証である本事業の趣旨に照らして、実証項目の追加を行うことが必要と判断した場合()には、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更することとする(2)。

なお、この変更により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の再確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料の追加の手続きを取ることとする。

() 実証対象技術に、実証試験計画策定時には予想されなかった副次的影響が認められ、実証項目として追加するべきとされた場合等

(2) 変更について環境技術開発者との合意が得られなかった場合には、実証試験結果報告書に、実証機関により測定するべきと判断された項目の一部についてデータが得られていないことを記述することについて、環境技術開発者の同意を得ることとする。(同意を得られない場合は、実証機関は実証運営機関及び環境技術開発者と以降の対応を協議することとする。)

付録 0 : 実証機関において構築することが必要な品質管理システム

序文

環境技術実証事業における実証機関は、JIS Q 9001:2000 (ISO9001:2000) 「品質マネジメントシステム要求事項」、JIS Q 17025:2000 (ISO/IEC17025:1999) 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準拠した品質管理システムを構築することが望ましい。本付録では、上記規格に準拠した品質管理システムがない場合、実証機関において構築することが必要な品質管理システムの要素を述べる。

1 . 適用範囲

実証組織内において実証試験に係るすべての部門及び業務に適用する。また、実証試験の一部が外部の機関に委託される場合には、受託する試験機関も本システムの適用範囲となる。

実証試験に関連する全部署を対象範囲とし、

JIS Q 17025:2000 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)

JIS Q 9001:2000 (品質マネジメントシステム要求事項)

の認証を既に受けている組織であれば、それをもって本付録の要求事項を満たしているものとする。

2 . 参考文献

JIS Q 17025:2000 (ISO/IEC17025:1999) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 9001:2000 (ISO9001:2000) 品質マネジメントシステム要求事項

3 . 品質管理システム

(1) 組織体制、責任

当該組織は、法律上の責任を維持できる存在であること。

実証試験に関与する組織内の主要な要員の責任を明確に規定すること。

他の職務及び責任のいかにかわらず、品質システムが常に実施され遵守されていることを確実にするため、明確な責任及び権限を付与される職員 1 名を品質管理者 (いかなる名称でもよい) に指名する。

(2) 品質システム

当該組織は、実証試験について適切な品質管理システムを構築し、実施し、維持すること。

品質管理システムは、実証試験にかかわる品質方針、品質管理システムの手順を文書化すること。これらは関係する要員すべてに周知され、理解されること。

方針は、以下の事項を含まなければならない。

a) 実証試験の品質を確保することに対する組織としての公約

b) 実証試験の品質水準に関する組織としての考え方の表明

- c) 品質システムの目的
 - d) 品質マネジメントシステムを構築し実施することの記載
- また、実証試験に係る実施体制、各要員の役割と責任及び権限を文書化すること。

(3) 文書及び記録の管理

当該組織は、実証試験に関する基準（実証試験要領及び関連する規格）、実証試験計画、並びに図面、ソフトウェア、仕様書、指示書及びマニュアルのような文書の管理を行うこと。

文書管理に関して、以下の事項を確実にすること。

- a) 文書は、発行に先立って権限をもった要員が確認し、使用の承認を与える。
- b) 関連文書の構成を示し、すべての実証試験場所で、適切な文書がいつでも利用できる。
- c) 無効文書または廃止文書は、速やかに撤去するか、若しくは他の方法によって誤使用を確実に防止する。
- d) 文書のデータとしての管理方法。
- e) 記録の様式と文書の配置及び閲覧方法。

また、実証試験に関連する記録は、識別し、適切に収集し、見出し付け、利用方法を定め、ファイリングし、保管期間を定め、維持及び適切に廃棄すること。特に、試験データ原本の記録、監査の追跡ができるようなデータ及び情報、校正の記録、職員の記録、発行された個々の報告書及び校正証明書のコピーを、定めた期間保管すること。

(4) 試験の外部請負契約

当該組織が外部請負契約者に実証試験を委託する場合は、適格な能力をもつ外部請負契約者に行わせ、当該組織において実証機関と同等の品質管理を要求すること。

(5) 物品・サービスの購入

当該組織は、外部から購入する物品・サービスのうち、実証試験の品質に影響を及ぼす可能性のあるものは、検査等の適切な方法により実証試験要領の要求に合うことを検証し、この検証が済むまでは実証試験には用いないこと。

また、物品・サービスの供給者を評価し、承認された供給者のリストを作成すること。

(6) 苦情及び不適合の試験の管理

実証試験の業務またはその結果が、何らかの原因で実証試験要領やその他の規定に逸脱した場合に対応する体制と対応方法を用意すること。また、環境技術開発者からの苦情や中立性の障害、または情報の漏洩等の不測の事態が生じた場合に対応する体制と対応方法を用意すること。これらの体制には、責任者及び対応に必要な要員を含むこと。

(7) 是正及び予防処置

当該組織は、実証試験の業務及びその結果が、試験実施要領やその他の規定に逸脱した場合または逸脱する恐れがある場合、その原因を追求し、是正または予防処置を行うこと。

(8) 監査

当該組織は、実証試験が適切に実施されているかどうか、監査を実施しなければならない。実証試験を外部請負業者に委託している場合は、外部請負契約者における当該業務を監査の対象とすること。

監査は試験期間中に1回以上行うこととする。2ヵ年以上の実証試験を行う場合は、定期的な監査を実施し、その頻度は1年以内であることが望ましい。

また、この監査は、できる限り実証試験の業務から独立した要員が行うものとする。

監査の結果は当該組織の最高責任者に報告すること。

4 . 技術的要求事項

(1) 要員

当該組織は、実証試験に用いる設備の操作、試験の実施、結果の評価及び報告書への署名を行う全ての要員が適格であることを確実にすること。特定の業務を行う要員は、必要に応じて適切な教育、訓練、及び/または技量の実証に基づいて資格を付与すること。

(2) 施設及び環境条件

実証試験を行うための施設は、エネルギー、照明、環境条件等を含め、試験の適切な実施を容易にするようなものにする。全ての測定の実験品質に対して環境条件が結果を無効にしたり悪影響を及ぼしたりしないことを確実にする。実証試験が恒久的な施設以外の場所で行われる場合には、特別の注意を払う。

実証試験要領、実証試験計画及びその他の基準に基づき、試験の環境条件を監視し、制御し、記録する。環境条件が試験の結果を危うくする場合には、試験を中止する。

(3) 試験方法及び方法の妥当性確認

当該組織は、業務範囲内の全ての試験について適切な方法及び手順を用いるため、実証試験要領に基づき試験方法を定めること。

実証試験要領に使用すべき方法が指定されていない場合、当該組織は、国際規格、地域規格若しくは国家規格、科学文献等に公表されている適切な方法、または設備の製造者が指定する方法のいずれかを選定する。規格に規定された方法に含まれない方法を使用する必要がある場合、これらの方法は、申請者の同意に基づいて採用し、使用前に適切な妥当性確認を行うこと。妥当性確認とは、意図する特定の用途に対して要求事項が満たされていることを調査によって確認することである。この妥当性確認は、技術実証委員会による検討及び承認によって行うことができる。

当該組織は、データの管理においてコンピュータまたは自動設備を使用する場合には、コンピュータ及び自動設備を適切に保管理し、誤操作によるデータの消失や誤変換がないよう、必要な環境条件及び運転条件を与えること。

(4) 設備

当該組織は、実証試験の実施に必要なすべての設備の各品目を保有（貸与を含む）すること。権限を付与された要員以外は操作できない設備がある場合は、当該組織はそれを明確にすること。過負荷または誤った取り扱いを受けた設備、疑わしい結果を生じる設備、若しくは欠陥を持つまたは規定の限界外と認められる設備は、それが修理されて正常に機能することが確認されるまで、業務使用から取り外すこと。

(5) 測定のトレーサビリティ

当該組織は、実証試験の結果の正確さ若しくは有効性に重大な影響をもつ設備は、使用する前に適切な校正がされていることを確認する。

(6) 試料採取

当該組織は、試料、材料または製品の試料採取を行う場合、実証試験要領に基づいて実施すること。

(7) 試験・校正品目の取扱い

当該組織は、必要に応じ、試験品目の輸送、受領、取扱い、保護、保管、保留及び/または処分について実証試験要領に基づいて実施すること。

(8) データの検証及び試験結果の品質の保証

実証試験の結果のデータは、傾向が検出できるような方法で記録し、結果の検討に統計的手法を適用することが望ましい。この検証は、実証試験を実施した者以外の者が行うこと。

(9) 結果の報告

当該組織は、実施された試験の結果を、実証試験要領に基づき、正確に、明瞭に、あいまいでなく、客観的に報告すること。

付録 1：実証申請書

実証試験実施場所（候補）の提案を実証対象技術の重要な審査観点とする場合、実証機関は、申請者が実証試験実施場所の協力を得るにあたっての参考情報を実証申請書様式と共に公開することができる（実証試験実施場所所有者による実証試験の許可文書例、実証試験実施場所所有者への協力依頼状例 など）

申請者は以下の申請書を提出すること。

【申請者】*

企業名		印
住所	〒	
担当者所属・氏名		
連絡先	TEL :	FAX :
	e-mail :	
技術・製品の名称		

1. 技術の概要*

本技術の目的・仕様
 適用できるVOC種類：
 適用できるVOC濃度範囲：
 適用できる処理風量の範囲：
 導入に適した業種・事業場：
 目標処理性能（出口濃度、処理率、回収率など）：
 設置に要する期間：

機器構成と処理フロー図
 （局所排気装置との併用関係がわかるように記載すること）
 （実証対象技術の本体と付属部がわかるように記載すること）

原理
 （技術の原理・仕組みを科学的に説明のこと）

特長・セールスポイント（排ガス吸込みの際の工夫・特長についても記載のこと）

【実測時の環境影響測定結果（もしくは設計時に想定している性能）】*

項目	単位	測定値・特性等
CO濃度	ppm	
NOx濃度	ppm	
2次生成物発生量 (括弧内は発生物質名)	kg/日	()
排水の発生量と特性	kg/日	
廃棄物の発生量と特性	kg/日	

上記項目のうち該当するものを記入のこと

【実測時の使用資源関連測定結果（もしくは設計時に想定している性能）】*

項目	単位	測定値等
電力等消費量	kWh/日	
燃料消費量	L/日	
水消費量	L/日	
その他消耗品使用量 (活性炭等の吸着剤含む) (括弧内は消耗品名)	kg/日	()
	kg/日	()
	kg/日	()

上記項目のうち該当するものを記入のこと

【運転及び維持管理関連】*

管理項目 「VOC処理薬品の補充」 「吸着材・液の交換」 「定期点検」等を記入	一回あたりの 管理時間	管理頻度 月・週・日のいずれかに 括弧内に回数を記入
	()分	(月・週・日)に ()回
	()分	(月・週・日)に ()回
	()分	(月・週・日)に ()回
	()分	(月・週・日)に ()回

(2) 基本仕様の概要

項目		記入欄				
実証対象機器名*						
型番						
製造企業名*						
連絡先 (申請者と製造 者が異なる場合 に記入のこと)	TEL	() -				
	FAX	() -				
	Web アドレス	http://				
	E-mail	@				
サイズ*		W	mm × D	mm × H	mm	
重量 (kg) *						
前処理、後処理の必要性*		なし あり (具体的に (排水対策、二次生成物対策、廃触媒等廃棄物対策等))				
(触媒使用技術の場合) 耐被毒対応の有無						
機器内における 圧力損失防止の工夫						
付帯設備* (排水処理装置、局所排気装置など)		なし あり (具体的に)				
実証対象機器寿命*						
コスト概算* イニシャルコスト費目例： 設置費、工事費等 ランニングコスト費目例： 消耗品、二次生成物処理費、 電力費等		費目	単価	数量	計	
		イニシャルコスト				
		合計				
		ランニングコスト (1日(24時間)あたり)				
		合計				
概算の前提	処理風量	(m ³ / min)				
	稼働時間	(時間 / 日)				
	VOC濃度	(ppmC)				

3. 開発状況・納入実績*

もっとも近い番号に

1. 試作機は作成可能だが、製品化にはいたっていない。
2. 既に製品化しており、製品として出荷できる。
3. 納入実績がある。
4. 対象溶剤・規模の異なる、同じシリーズ（原理）の機器の納入実績がある。

↓
具体的に

[]

4. 公的資金による類似の実証について*

申請技術に関する公的機関による研究開発や実証試験実績の有無等を記入のこと。

5. 技術の先進性等について*

技術の先進性、特許・実用新案等の申請・取得状況、論文発表、受賞歴等を記入のこと。
従来の類似技術と異なる点があれば記入のこと。

6. 中小事業所に適している点等について*

コストや作業環境の改善で配慮している点があれば記入のこと。

7. 資源節減効果や経済的效果について*

VOCの回収・再利用等による資源節減効果や経済的效果を見込める場合には記入のこと。将来的な展望や可能性がある場合にはその旨記入のこと。

8. 製品シリーズについて

対象VOC・規模が異なるシリーズの機器がある場合、その概要と、特記すべき仕様の変更点を記入のこと。

9. その他（特記すべき事項）

[]

10. 実証試験方法の提案*

貴社の技術を実証するための実証試験方法を、別途提案書として提出して下さい。実証試験方法の提案は、対象技術選定における最重要項目の一つであり、科学的かつ実施可能な方法を提案願います。提案書作成の際には、以下に適宜修正や新項目を追加することも可能です。

実証試験方法概要（以下項目の詳細については、別紙提案書として添付すること）

<p>実証試験実施場所の候補について （実証試験実施場所のおおよその場所、業種、排ガス発生工程および排ガスフロー、平均的な流入ガス流量、VOC濃度、日あたり稼働時間および変動パターン、処理対象となるVOCの種類、計測位置、新たに必要となる工事や機器類の設置など）</p> <hr/> <p>（実地試験（実際の工場などで実施する試験）ではなく、一定の排ガス環境を擬似的に再現した場所（開発現場等）における試験の場合、妥当な再現方法であるかどうかを判断するための情報として以下を記載） 再現する際に想定している業種・VOC排出工程・事業規模 再現事項（VOC濃度、濃度変化パターン、排ガス流量、VOC種類、温度など）およびその根拠（実測データ、文献引用など） 具体的な再現方法（排ガスシミュレーション装置の概要など） （本試験要領で定めるものとは別のものがある場合）試験期間</p>
<p>実証項目 （性能を確認するために必要な項目、それぞれの項目に関する試料採取方法、試験分析方法など）</p>
<p>実証のための設計性能およびその前提条件や装置の整備状況 （提案する実証試験実施場所で実証試験期間内に発揮し得る能力、これを発揮するための前提条件、装置の整備状況）</p>
<p>試験期間 （環境技術開発者としての作業に対応可能な期間）</p>
<p>申請技術の設置、維持管理のための作業日程、必要な人員等の見込み</p>

【本申請書に添付する書類】

実証対象機器の基本仕様書

自社による性能試験結果（VOC処理性能だけでなく、処理性能の持続性、VOC処理試験の連続計測データなどもある場合は、それらも添付すること）

実証試験実施場所所有者による実証試験の許可文書

運転及び維持管理マニュアル

運転及び維持管理マニュアルとは、実証対象機器の運転及び維持管理方法を掲載した文書のことであり、以下の情報等を含むものとする：

- 実証対象機器の設置方法
- 運転方法（標準的な運転パターン、所要処理時間等の情報を含む）
- 維持管理方法
- トラブルシューティング
- 運転と環境の最適化

付録 2：実証試験計画

実証試験計画は、実証試験デザインと、実証試験を通じての各手続きといった、実証試験の目的や作業の内容を示すものである。

1. 実証試験計画の策定作業

(1) 実証試験実施場所に関する作業

実証試験計画は、実証試験実施場所の現地踏査を行った上で策定する。実証機関は、現地踏査の結果を踏まえ、適切なスケジュール設定、試料採取および監視等の担当者を確定する。また、実証試験実施場所の稼働状況（予定）を事前に確認し、排ガス量や濃度が異常な値を示すことが予測される日程は、対象外となるように配慮する。

実証機関は、実証試験計画に記載する情報のうち、以下について実証試験実施場所の所有者や環境技術開発者に提供を依頼し、流入ガスおよび処理ガスの経路、入口ダクトおよび出口ダクト相当部分、流量監視の位置などを明記する。

実証対象機器の配置（状況がわかる図面）

排ガスの実証対象機器への導入方法（がわかる図面）

事業所全体の排ガス系統図

実証対象機器の原理、前処理 / 後処理を含むシステム構成（実証対象機器の設計図面）

実証試験実施場所の踏査においては、排ガス量や濃度、その変化パターン、実証対象機器の搬入路の確保、実証試験のための作業場所及び文書保管場所の確保、現場情報の提供、電気や排気・排水系統の確保、事業所における生産活動への影響確認、場合によっては廃棄物処理手段の確保などを実証試験実施場所所有者の協力を得て行う。その際、実証機関は、以下を実証試験実施場所の所有者に説明する。

実証試験の全容（現地踏査から実証対象機器の撤去まで）

スケジュールと試験期間

各現地作業および調整の担当者（実証機関側および環境技術開発者側）

また、運転及び維持管理作業のうち、軽微なものについて実証試験実施場所の所有者の協力を要請する場合、その内容や頻度について十分検討し、手順を確認したうえで依頼する。監視や実証に直接関わる作業については原則依頼しない。実証試験実施場所の所有者との話し合いには、環境技術開発者を伴うことが望ましい。

(2) 実証対象技術及び実証対象機器に関する作業

実証対象機器（実証および加工の対象となるインプットデータおよびアウトプットデータを計測・記録する範囲）を明らかにした上で、後述する計画記載事項について環境技術開発者に情報の提供を依頼する。

(3) 実証試験の内容に関する作業

環境省、環境技術開発者、実証試験実施場所の所有者と調整の上、実証対象技術の実証を行うのに適当な試験期間を設定する。この際、実際の試験を開始するまでに要する立ち上げ期間については、環境技術開発者の意見を参考に設定する。

実証試験実施場所の状況や排ガス特性から、試料採取位置、採取期間や必要な実証項目を設定する（付録4：主要業種における排出源特性に関する参考資料参照）。

実証試験実施場所の状況や排ガス特性に関する留意点としては、以下が挙げられる。以下課題への対策を実証試験計画に定める。

- 試料採取・測定場所を確保できるか、また、十分な作業領域を確保できるか。逆に、確実に試料採取・測定ができることを優先した場合、どのような課題が生じるか。
- 流量や排ガス中のVOC濃度変動が大きい場合、実証対象技術の目的や特性を踏まえ、最大負荷での性能を取るべきか、最低負荷での性能を取るべきか。そのためには、どのような採取期間が望ましいか。

実証対象技術の特徴（付録5：主要な処理方式の実証項目例に関する参考資料参照）から必要な実証項目を設定する。実証対象技術の特徴に関する留意点としては、以下が挙げられる。設定された各実証項目について、適切な試料採取方法、分析方法や校正方法を定める。

- どのような処理性能を特徴としているのか。また、実証すべき性能は何か。
- 客観的な実証を実現するため、どのような試料採取方法、分析方法が妥当か。

(4) 実証試験計画の見直しに関する作業

当初予測できなかった周辺環境（排ガス特性等）の変化が実証期間中にある場合、実証機関は、技術実証委員会の助言を得ながら、実証試験計画および実証試験の見直しを行う。

2. 実証試験計画の構成

実証試験計画の内容は状況に依存するが、最低限、以下を含まなければならない：

(1) 表紙 / 実証試験参加者の承認 / 目次

実証試験計画の表紙、実証試験計画を承認した実証事業参加者（実証機関責任者、環境技術開発者）の氏名と目次を記す。

(2) 実証試験参加組織と実証試験参加者の責任分掌

実証試験における参加組織とその責任者の、責任の所在を明確に記す。

(3) 実証対象技術及び実証対象機器の概要

- 製品製造者（名前、所在、電話番号）および型番
- 実証対象機器の原理、前処理 / 後処理を含むシステム構成
- 実証対象機器の処理風量、大きさ、重量
- 主な消耗品、消耗材、電力等消費量
- 実証対象機器の運転及び維持管理に必要な作業項目
- 実証対象機器から排出される排水の発生状況
- 実証対象機器から排出される二次生成物の物理的・化学的特性と発生状況、処理されるVOCに対する割合

- 実証対象機器から排出される廃触媒等廃棄物の発生状況
- 実証対象機器が必要とする条件の制御（温度制御、湿度制御等）
- 使用済み吸着材の発生頻度、取り扱い時の注意事項
- 実証対象機器の使用者に必要な運転及び維持管理技能
- 騒音・におい対策

（４） 実証試験実施場所の概要

（個別事業者に関する情報公開が難しい場合、実証試験の実施環境に関する情報が損なわれないことを前提として、個別事業者が特定される情報を割愛することができる。）

1) 実証試験実施場所

- 実証試験実施場所の名称、立地、住所、所有者
- 実証試験実施場所の事業状況に関する情報（事業の種類（塗装、印刷、クリーニング等）、事業規模（月あたり塗料使用量、インク使用量、クリーニング衣料の量等）、雇用者数等）
- 現在の排ガスの流量、ガス成分、処理状況
- 実証対象機器の配置、排ガスの実証対象機器への導入方法、事業場全体の排ガス系統図

2) 実証対象機器の設定

- 新設 / 既設の情報（既設の場合には、設置年月日、最後に実施したメンテナンス内容、実施年月日）
- （実証対象機器を新規に設置する場合のみ）実証対象機器の立ち上げスケジュール
- （実証対象機器を新規に設置する場合のみ）立ち上げにおける留意点（風速、構成部品の校正と調整等）

（５） 実証試験の内容

1) 試験期間

- 試験期間と全体スケジュール（立ち上げに要する期間を含む）

2) 実証のための設計性能

- 対象技術に設定された実証のための設計性能
 - 実証試験期間内に発揮し得る能力
 - 上記の前提条件（VOC濃度の範囲、入口ダクトのガス温度など）
 - 装置の整備状況（新設 / 既設の区別、既設の場合には設置時期および最後に実施したメンテナンス内容および実施時期など）

3) 共通実証項目の実証試験

- 設定した実証項目
- 試料採取方法、試料採取に用いる機器、試料採取スケジュール（頻度）、保存方法、保存期間
- 分析手法・分析機器、分析スケジュール
- 校正方法、校正スケジュール
- 流量の測定地点、測定方法と測定装置、測定スケジュール

4) 追加実証項目の実証試験

- VOC回収効果関係
 - 設定した追加実証項目
 - 分析手法・分析機器、分析スケジュール
- 環境負荷実関係
 - 設定した追加実証項目
 - 分析手法・分析機器、分析スケジュール
- 運転及び維持管理状況関係
 - 設定した追加実証項目
 - 作業スケジュール・担当者、記録様式
 - 環境技術開発者からの提供データの評価方法
 - その他の追加実証項目、評価方法、情報収集スケジュール
- その他
 - その他の追加実証項目毎の測定・測定方法と作業スケジュール

(6) 参考情報の整理

1) VOCのマテリアルフロー概要(可能な範囲で計画)

- VOCのマテリアルフローを把握するために必要なデータ・情報の種類
- 必要なデータ・情報の把握方法

2) その他参考情報

- その他実証試験結果報告書に記載する情報の種類(製品データ、コスト情報、その他メーカーからの情報、実証申請時に添付されていた他事業における実証試験データなど)
- 必要なデータ・情報の把握方法

(7) データの品質管理

- 測定操作の記録方法
- 精度管理に関する情報
- 追加的な品質管理情報の提出の必要性(ただし全ての未処理データは、実証試験結果報告書の付録として記録する)

(8) データの管理、分析、表示

1) データ管理

実証試験を通じて生成され、管理対象となるデータやそのフォームを特定しなければならない。

2) 分析と表示

実証試験計画では、データの分析手法や表示形式を特定しなければならない。

(9) 環境・衛生・安全

実証試験計画では、関連する環境問題や、実証試験と実証試験実施場所の潜在的な危険性を特定し、またそれらを防止する対策を特定しなければならない。

(1 0) 監査

実証試験計画では、監査スケジュール、監査手続き、監査グループの情報についても示されなければならない。

(1 1) 付録

以下は付録として、実証試験計画に示されなければならない：

- 環境技術開発者による運転及び維持管理マニュアル
- 過去の流入ガスに関する風量と成分に関するデータ
- 参考となるその他の文書やデータ

技術原理に応じて以下いずれかの強調表記を1頁右上に記載
 (「回収方式」の表記は再利用可能であることの確認が必要)

分解方式

除去・分離方式

回収方式

付録3：実証試験結果報告書 概要フォーム（暫定版）

実証対象技術 / 環境技術開発者	
実証機関	
実証試験期間	
本技術の目的	(主な適用分野の他、VOC 大気排出量の抑制、溶剤回収、脱臭など)

1. 実証対象技術の概要

(分解/除去・分離(回収))方式	原理
<p>(実証対象の境界を(本体と付属部)を明示すること) (入口ダクトおよび出口ダクトの計測位置を示すこと) (局所排気装置と併用の場合、これを明記すること)</p>	

2. 実証試験の概要

実証対象機器の仕様(製品標準仕様ではなく、実証対象となる機器についての仕様を記載)

区分	項目	仕様及び処理能力
機器概要	名称 / 型式	
	サイズ(mm), 重量	
設計条件	処理風量(m ³ /min)	(実証試験実施場所の特性を踏まえて準備した機器の処理風量)
	稼働時間(時間/日)	(実証試験実施場所の特性を踏まえて設定した機器の稼働時間)
	処理 VOC	(実証試験実施場所の特性を踏まえて準備した機器が処理できるVOCの種類)
	処理方式	(実証試験実施場所の特性を踏まえて準備した機器の処理方式(一般的に呼び習わされている方式名称))
その他		

実証試験実施場所の概要

業種	
施設規模	(施設単位、作業従事者数、面積、操業時間など)
所在地	(住所)
排ガス特性 (月 日現在)	(使用VOC種類、VOC濃度(最大値、平均値)、流量、ガス温度など)
VOC排出工程	(実証機器を設置する工程(VOC排出工程)・機器の設置場所など)
実証対象機器 の設置時期	1. 新設 2. 既設(設置時期、最後に行ったメンテナンス内容、実施時期)
排ガスの 流入過程	(発生源から実証対象機器に流入ガスとして吸引されるまでの状況、室内雰囲気からの吸引、ダクトを経由しての吸引有無など)

3. 実証試験結果

共通実証項目

【実証のための設計性能】

項目	実証のための設計性能
(処理率 / 処理ガス濃度など)	
実証のための設計性能の前提条件	(入口ダクトの濃度範囲、ガス温度など)
装置の整備状況	(新設 / 既設) (最後のメンテナンス状況と実施時期)

処理率: 流入ガス中VOC総量及び処理ガスVOC総量より算出
 回収率: 流入ガス中VOC総量及び回収されたVOC総量より算出
 回収されたVOC総量は機器内部に留まるVOC量によって変化するため、短期間の試験では見かけ上変動する可能性がある

【実証結果】

項目		入口 (流入ガス)	出口 (処理ガス)
VOC 濃度	最大値	ppmC	ppmC
	平均値	ppmC	ppmC

項目	性能評価値
処理率 (移動収支)	%
ガス流量 (m ³ / min)	(平均) (最小 ~ 最大) ~

【濃度推移(流入ガスと処理ガス)】

--	--

追加実証項目

【実証結果(環境負荷)】

項目	実証結果
臭気指数	
CO濃度(ppm)	
NOx濃度(ppm)	
その他廃棄物等発生状況 (二次生成物、排水 況、廃棄物)	
騒音(参考値)	
その他	(操業時以外の出口濃度を測定した場合には、ここに記載する)

【実証結果(VOC回収効果)】

項目	性能評価値
回収率 (移動収支)	%
回収量	g

回収溶剤の性状・成分
(回収されたVOC(液体状態にあるもの)の品質(新品溶剤からの変化状況(純度等))

【実証結果(運転及び維持管理状況)】

項目		実証データ
消費 電力量	操業時	kWh/回 (min)
	操業後	kWh/回
燃料 消費量	操業時	
	操業後	
水消費量	操業時	
	操業後	
その他 反応剤等 消費量	操業時	
	操業後	
機器運転・維持管理に 必要な人員数・技能		(吸着剤を交換する必要がある場合、その交換に必要な人員数・技能も記載のこと(環境技術開発者が別途体制を整えており、実証期間中に確認できない場合、次頁「その他メーカーからの情報」で記載)
運転及び維持管理 マニュアルの評価		
その他		(立上げ時も含め、ユーザーに重要な項目を記載)

【実証結果(その他)】

項目	単位	実証結果(最小値～最大値、平均)
ガス温度(流入ガス)		～
ガス温度(処理ガス)		～
機器設置場所の空気温度		～
機器設置場所の相対湿度	%	～

(客観的な測定・分析による実証結果とその他の参考情報とは、外枠を区切るなどして区別すること)

(参考情報)

VOCのマテリアルフロー(詳細については「実証試験結果報告書 本編」を参照)

項目	割合	データ・情報の把握方法
VOC揮発総量 (大気に直接放出される量を含む)		(実証試験実施場所の所有者ヒアリングから など)
流入ガス中のVOC総量 (上記のうち処理技術に流入した量)		実証試験結果(濃度×流量)から
分離(回収)・分解されるVOC総量		実証試験結果(回収量)/出入口の差分から
処理ガス中のVOC総量		実証試験結果(濃度×流量)から
排水・廃棄物中のVOC総量		
実証対象機器内に留まる溶剂量		

(参考情報)

注意:このページに示された情報は、技術広報のために環境技術開発者が自らの責任において申請した内容であり、実証の対象外となっています。

製品データ

項目		環境技術開発者 記入欄	
名称 / 型式			
製造 (販売) 企業名			
連絡先	TEL / FAX	() - / () -	
	Web アドレス	http://	
	E-mail	@	
サイズ / 重量		x x (mm)	kg
対象となる主要業種・VOC 排出工程			
前処理、後処理の必要性		(薬液回収等も含む)	
耐被毒対応			
圧力損失防止対応			
付帯設備		(局所排気も含む)	
処理可能な VOC			
処理性能の持続性		(処理性能の持続性、処理実証対象技術の寿命に関する情報など)	
停電・トラブル時からの復帰方法			
実証対象機器寿命			
コスト概算 (円) (消費電力量、燃料消費量、水消費量は実証機関による測定値。ランニングコストは後処理等にかかるコストについても計上する。)	イニシャルコスト		
		x	
		x	
		x	
	合計		
	1日(うち稼働時間 時間と想定)あたりランニングコスト		
	合計		

電気代、水道代単価は設置場所毎に異なるので注意。

その他メーカーからの情報

VOC 発生源からの VOC ガス吸込みの際の工夫・特長について
対象 VOC、規模、処理原理等が異なるシリーズの機器がある場合、その概要と、特記すべき仕様の変更
吸着剤交換等に関するメンテナンス体制
実際現場との適合性などに関する情報
実証申請時に添付された他事業における実測試験データなど
その他

付録 4：主要業種における排出源特性に関する参考資料

実証試験実施場所の選定（本技術分野との適合性、実証対象技術との適合性、実証試験との適合性）実証項目の設定、資料採取場所の検討においては、排出源の特性を把握することが必要である。そのためこれらの選定、設定、検討に資する情報として、主要なVOC排出業種（中小事業者を例として）における排出源特性を以下に示す。

ただし、以下は限られた情報に基づくものであり、実証機関は候補となる実証試験実施場所について、どのような特性を有するのか改めて情報を収集することが望ましい。

主要業種における排出源特性に関する情報

業種	排出イメージ	原材料中のVOC		大気排出率 ¹	平均的排出濃度例 ²	排出量例 ²	VOC処理機器風量例 ⁴
		種類	含有率				
印刷業 （乾燥工程）	図 3	・トルエン ・酢酸エチル ・メチルエチルケトン ・イソプロピルアルコール等 （洗浄剤と希釈剤の2用途あり）	約 30～ 50%	約 49%	50～ 2,200 （ppmC）	数10～ 3,500 （kg/月）	約7割が 10～100 （m ³ /min）
輸送用機械器具製造業 （塗装工程）	図 4	・トルエン ・キシレン ・メタノール ・酢酸エチル ・酢酸ブチル等	約 85%	約 76%	（輸送用機械部品以外含む） 60～ 800 （ppmC）	数100～ 1,400 （kg/月）	約4割が 10～100 （m ³ /min）
金属製品製造業 （洗浄・乾燥工程）	図 5	・ジクロロメタン ・トリクロロエチレン ・テトラヒドリン等	約 90% （準水系）	約 74%	（手作業） 100～ 23,000 （ppmC）	数～400 （kg/月）	約4割が 0～10 （m ³ /min）
クリーニング業 （洗濯業） （コールドタイプ の乾燥工程）	図 6	・石油系溶剤 ・テトラヒドリン等	100%	約 49% ³⁻¹ 約 13% ³⁻²	300～ 10,000 （ppmC）	数～10数 （kg/月）	（不明）

（注1）排出率：使用したVOC（純分）を100%とした場合の大気排出割合

（注2）排出濃度および排出量は、東京都内の中小事業所事例より整理（データはあくまで個別事例概数）

（注3）1（上段）：石油系溶剤 2（下段）：塩素系溶剤

（注4）VOC処理装置の業種別・処理風量別納入基数から最も納入基数が多い風量域を抽出

（資料）環境省資料（平成14年度VOC排出に関する調査～VOC排出抑制対策技術動向～）等より

三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

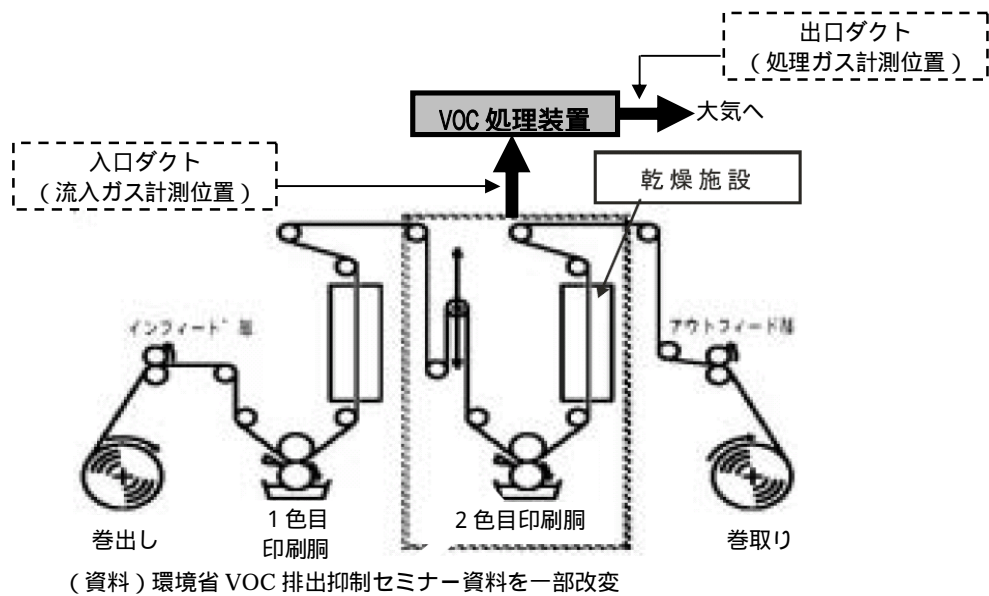


図 3 印刷業における VOC 排出イメージ

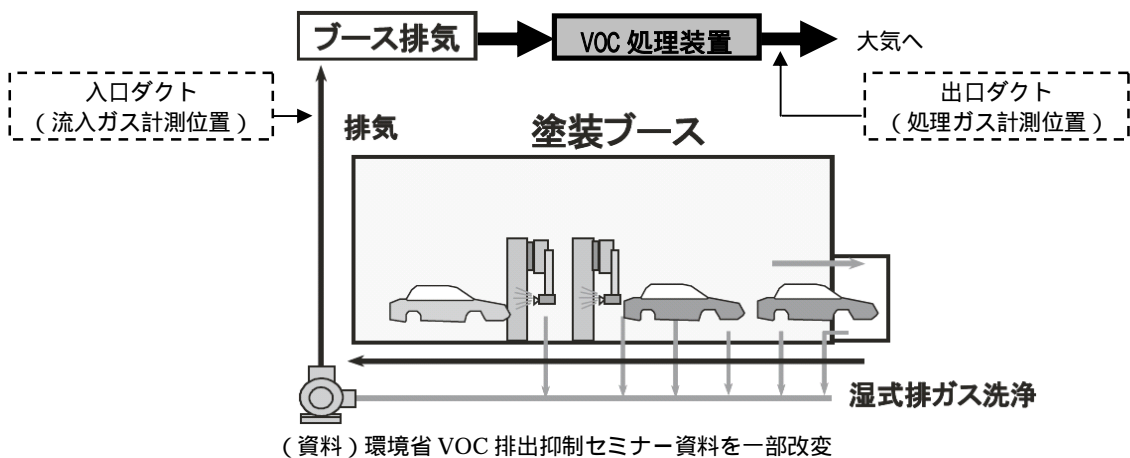


図 4 輸送用機械器具製造業（塗装工程）における VOC 排出イメージ

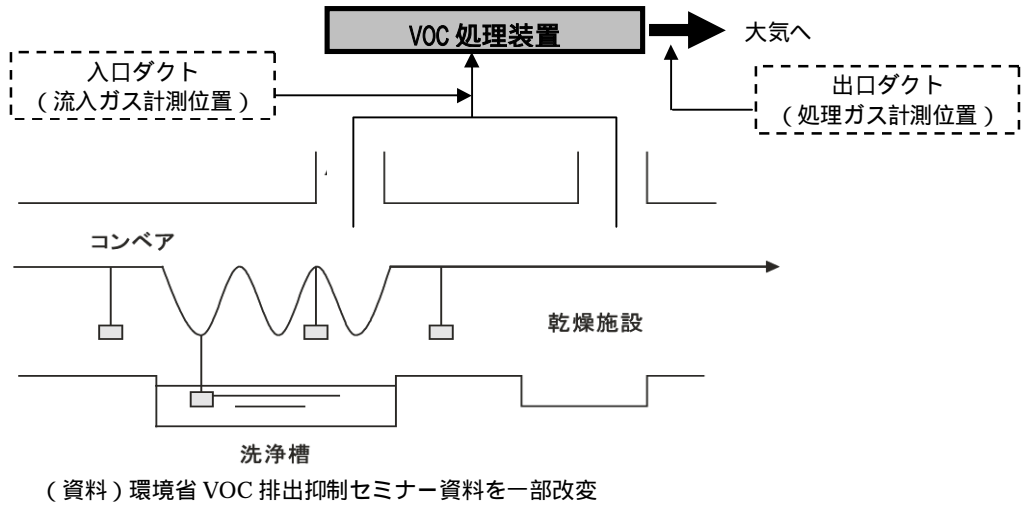


図 5 金属製品製造業における VOC 排出イメージ

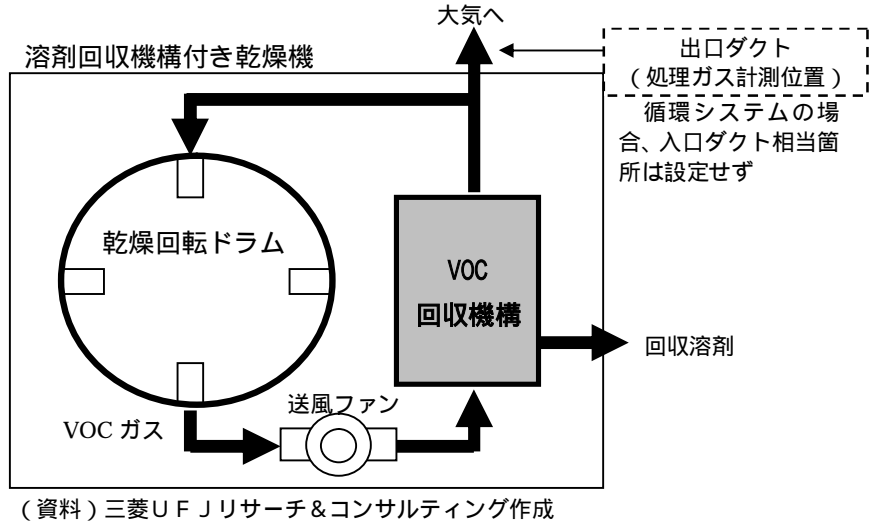


図 6 クリーニング業における VOC 排出イメージ

付録 5：主要な処理方式の実証項目例に関する参考資料

実証項目は、本実証試験要領において、実証対象機器のVOC処理性能や、環境への負荷影響等、実証試験の主目的となる項目であると定義されている。

実証項目のうち、共通実証項目や追加実証項目などは、処理方式によって異なる傾向が強いことから、これら実証項目の設定に資する情報を処理方式別に以下に示す。ただし、以下は限られた情報に基づくものであり、実証機関は応募された技術について、どのような特徴を有するのか改めて情報を収集しつつ、実証項目を設定することが望ましい。この設定に関する主な検討は実証機関と環境技術開発者によってなされることとなる。

VOC処理技術ワーキンググループにおいて整理された実証項目例に関する情報

処理方式	共通実証項目		追加実証項目			
	排出濃度	処理率	回収率	回収溶剤性状	環境負荷	その他
吸着方式 (固体吸着材を用いた吸脱着)					・脱着時排水	・使用資源として脱着用の水蒸気や電熱ヒート用の電力 ・その他特色として、火気安全性、耐腐食性、多種VOC対応性など
吸着方式 (固体吸着材を用いた吸着のみ)					・廃吸着材	・その他特色として、交換容易性、多種VOC対応性など
冷却凝縮方式					・凝縮時排水	・その他特色として、多種VOC対応性など
吸収方式 (薬液を用いた吸収)					・薬剤との反応物(二次生成物)	・使用資源として、各種薬剤 ・その他特色として、集塵性能、耐腐食性など
直接燃焼方式					・COやNOx	・使用資源として、助燃用燃料 ・その他特色として多種VOC対応性など
触媒分解方式					・COやNOx	・使用資源として、予熱用燃料・電力 ・その他特色として、触媒被毒性など
蓄熱燃焼方式					・COやNOx	・使用資源として、助燃用燃料 ・その他特色として、熱回収率、多種VOC対応性など
蓄熱触媒分解方式					・COやNOx	・使用資源として、予熱用燃料・電力 ・その他特色として、触媒被毒性、熱回収率など

(注) インターネット検索および環境省主催関連セミナーなどにおいて収集されたVOC処理装置のパネル情報(平成17年12月~2月)をもとに処理方式別の実証ポイントを整理。

(資料) インターネット検索および環境省主催関連セミナー資料より作成

資料編

．環境技術実証事業の概要

1．目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。

このため、本事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施する。

本事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待する。

2．「実証」の意味について

本事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行う。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」があるが、本事業では、このような「認証」は行わない。

3．事業実施体制

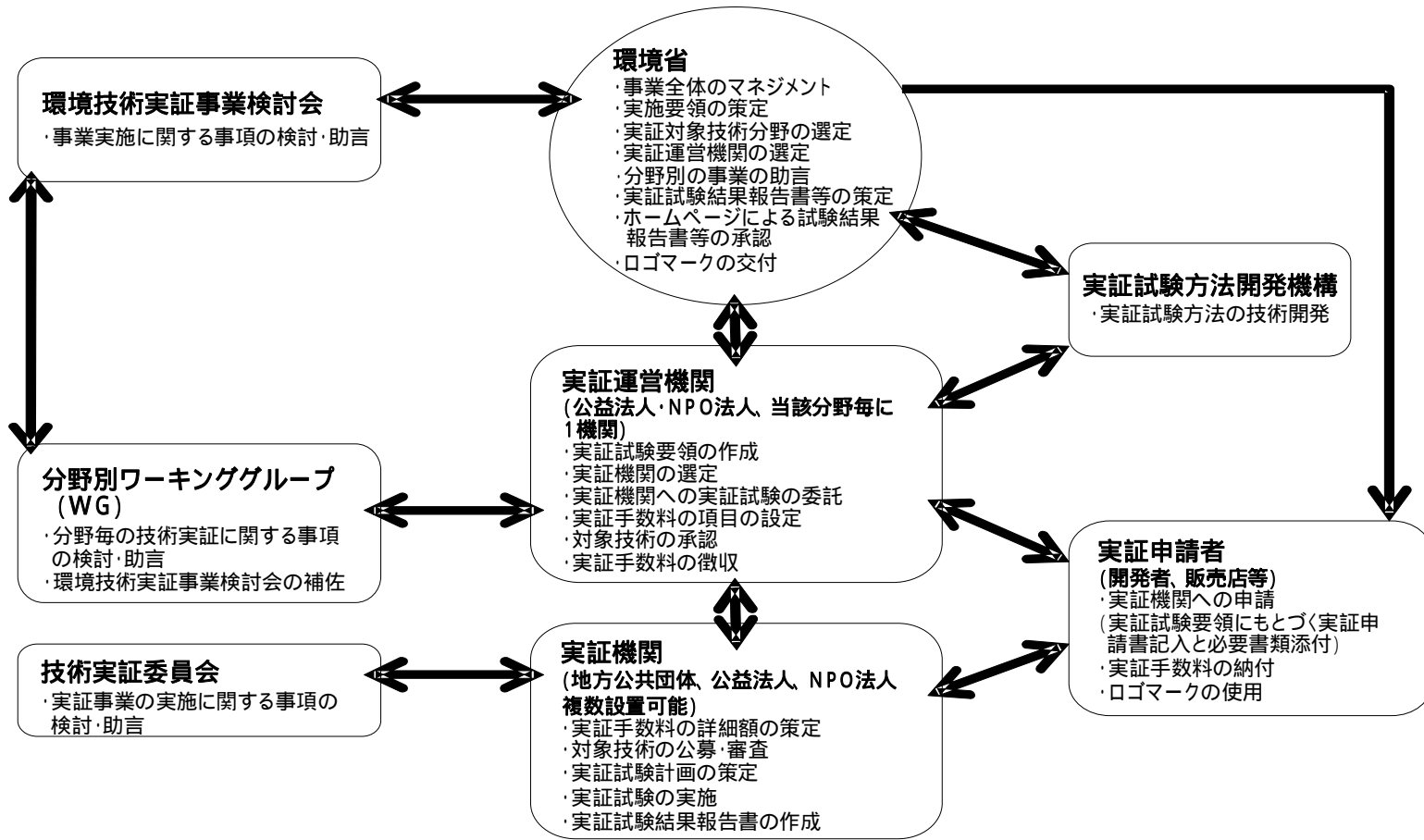
本事業は、環境省、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関、技術実証を行う実証機関等が連携して行う。

4．事業の手順

本事業は、概ね以下のような手順を進める。

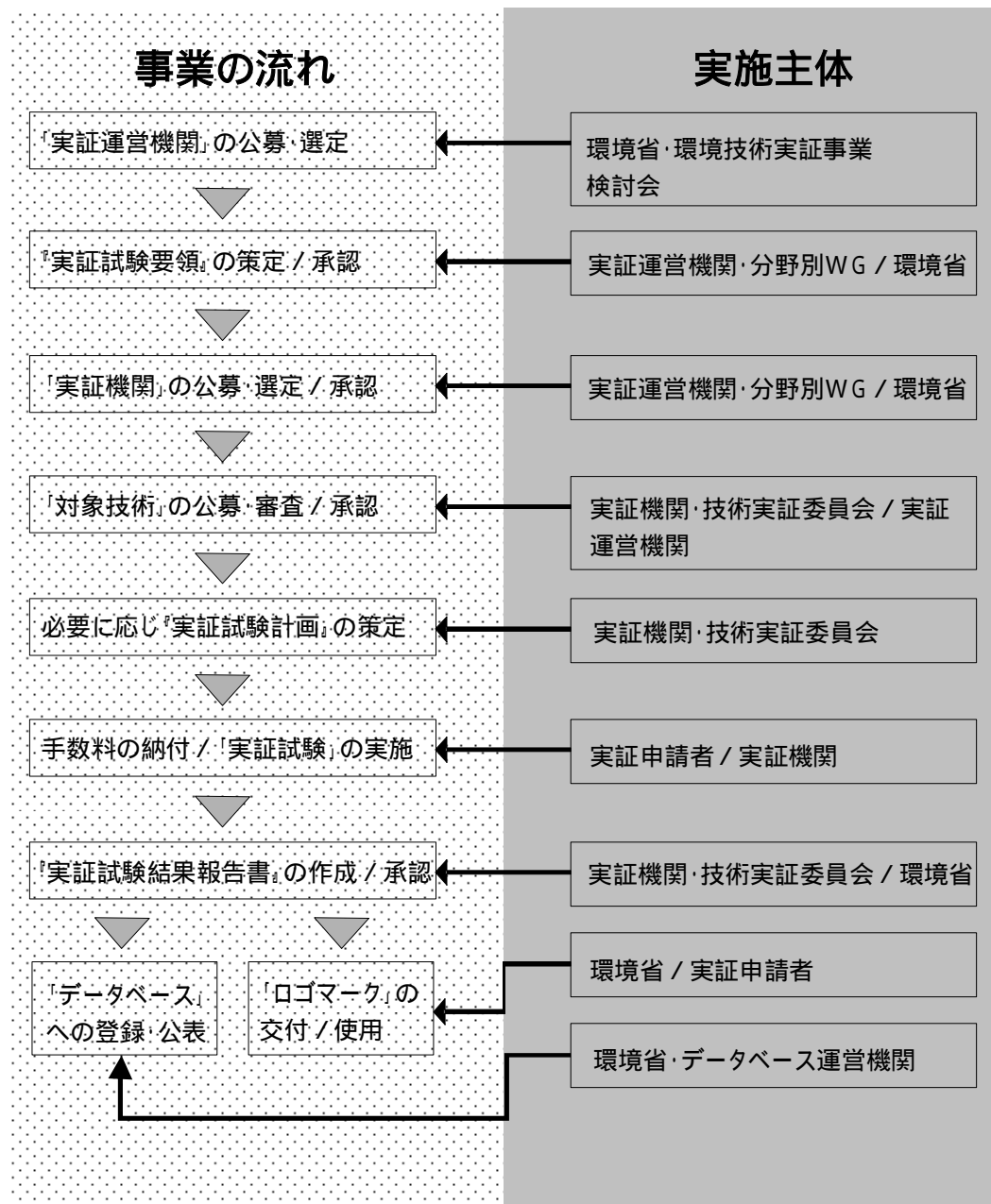
- (1) 環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。
- (2) 環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。
- (3) 環境省は、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う「実証運営機関」を選定する。
- (4) 実証運営機関は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。
- (5) 実証運営機関は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。
- (6) 実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。
- (7) 実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行い、審査する。
- (8) 実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。
- (9) 実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、実証運営機関を経て、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。
- (10) 環境省は、実証済み技術に対してロゴマークを配布する。

「環境技術実証事業」実施体制



(注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して事業を実施することもありうる。

環境技術実証事業の流れ



平成20年度環境技術実証事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ設置要綱

1. 開催の目的

環境技術実証事業の実施にあたり、主に平成20年度に技術実証を行うこととされた技術分野「VOC 処理技術(中小事業所向けVOC 処理技術)」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、VOC 処理技術ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2. 調査検討事項

(1) VOC 処理技術分野(中小事業所向けVOC 処理技術)について

実証試験要領の策定

実証機関の選定

実証試験報告書の確認

その他事業の実施に関する事項

(2) 将来的なVOC 処理技術(中小事業所向けVOC 処理技術)の実証試験のあり方及び技術分野の候補の検討について

3. 組織等

(1) ワーキンググループは、検討員10名以内で構成する。

(2) ワーキンググループに座長を置く。

(3) 座長は、ワーキンググループを総理する。

(4) 検討員は、VOC 処理技術の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省水・大気環境局の同意を得て財団法人日本環境衛生センターが委嘱する。

(5) 検討員の委嘱期間は、財団法人日本環境衛生センターが委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(6) 必要に応じ、個別具体的な検討を行う拡大ワーキンググループ会合(ステークホルダー会議)を設置する。

(7) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループ及び拡大ワーキンググループ会合を非公開にできるものとする。

5. 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省水・大気環境局の同意を得て、財団法人日本環境衛生センターにおいて処理する。

平成20年度環境技術実証事業検討会

VOC処理技術ワーキンググループ 検討員名簿

岩崎 好陽 (社)におい・かおり環境協会 会長
尾形 敦 (独)産業技術総合研究所環境管理技術研究部門
励起化学研究グループ長
坂本 和彦 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
土井 潤一 日本産業洗浄協議会 理事
中杉 修身 上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
保坂 幸尚 東京都環境局環境改善部化学物質対策課 課長
本田 城二 共同印刷株式会社 環境管理部 部長

<事務局(環境省)>

矢作 伸一 水・大気環境局環境管理技術室 室長
高橋 祐司 同 室長補佐
野本 卓也 同 企画係長
西村 洋一 水・大気環境局大気環境課 課長補佐
山下 雄二 水・大気環境局大気生活環境室 室長補佐
古川 由美子 水・大気環境局大気生活環境室 係員
伊藤 貴輝 環境保健部環境安全課 係長
山根 正慎 総合環境政策局環境研究技術室 室長補佐
夏井 智毅 総合環境政策局環境研究技術室 係長

<事務局(財団法人日本環境衛生センター)>

西尾 高好 環境科学部環境対策課
紀平 あずさ 環境科学部環境対策課
堀江 善征 総務部経理課

・VOC処理技術ワーキンググループにおける検討経緯

(平成17年度)

第1回会合 平成17年5月25日 13:00～15:00

平成16年度ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術実証試験結果報告書の検討
ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術実証試験要領の見直し(第二版)
VOC処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)実証機関の公募・
選定について
酸化エチレン処理技術分野及びVOC処理技術分野の実証試験の今後の進め方について

第2回会合 平成17年6月30日 15:00～17:00

ジクロロメタン等処理技術実証機関への応募団体からのヒアリング
ジクロロメタン等処理技術実証機関の選定について

分科会 平成17年11月1日 10:00～12:00

実証試験ニーズ調査の結果について
実証試験における手数料項目について
実証試験技術分野の方向性について

第3回会合 平成18年2月15日 15:00～17:00

手数料項目、実証試験ニーズ調査の結果および今後の方向性について
酸化エチレン処理技術実証試験要領(第3版)について
ジクロロメタン等VOC処理技術実証試験要領(第3版)について
新分野の方向性について

第4回会合 平成18年3月22日 16:00～18:00

ジクロロメタン等VOC処理技術実証試験結果報告書の検討
汎用的VOC処理技術分野における実証試験要領について

(平成18年度)

第1回会合 平成18年9月15日 10:00～12:00

中小事業所向けVOC処理技術分野実証試験要領(第2次案)について
中小事業所向けVOC処理技術分野実証機関の公募・選定について
拡大ワーキンググループの開催について

第2回会合 平成18年10月20日 10:00～12:00

中小事業所向けVOC処理技術実証機関への応募団体からのヒアリング
中小事業所向けVOC処理技術実証機関の選定について

拡大ワーキンググループ会合 平成19年1月26日 10:00~12:00

事業や対象技術への要望・意見

実証によるメリット等の向上についての要望・意見

第3回会合 平成19年3月27日 13:00~15:00

中小事業所向けVOC処理技術実証試験結果報告書の検討

中小事業所向けVOC処理技術分野実証試験要領の見直しについて

(平成19年度)

第1回会合 平成19年7月17日 10:00~12:00

中小事業所向けVOC処理技術分野実証試験要領(第2版)について

中小事業所向けVOC処理技術分野実証機関の公募・選定について

拡大ワーキンググループについて

第2回会合 平成19年9月3日 10:00~12:00

実証機関の募集・選定について

拡大ワーキンググループ会合 平成19年12月10日 13:00~15:00

事業や対象技術への要望・意見

実証によるメリット等の向上についての要望・意見

手数料体制への移行にあたっての要望・意見

第3回会合 平成20年2月7日 10:00~12:00

手数料体制における実証試験について

中小事業所向けVOC処理技術分野実証試験要領の見直しについて

第4回会合 平成20年3月14日 10:00~12:00

中小事業所向けVOC処理技術実証試験結果報告書の検討

中小事業所向けVOC処理技術分野実証試験要領の見直しについて

(平成20年度)

第1回会合 平成20年5月13日 10:00~12:00

中小事業所向けVOC処理技術分野実証試験要領の見直しについて

実証機関の公募・選定について

環境技術実証モデル事業
中小事業所向けVOC処理技術
実証試験要領変更履歴

初版 平成 18 年 10 月 10 日 公表

第 2 版 平成 19 年 7 月 25 日 公表

< 初版からの主な改訂内容 >

- 審査の観点の見直しについて
- 実証項目（除去効率）の見直しについて
- 目標性能の名称および考え方の見直しについて

環境技術実証事業
中小事業所向けVOC処理技術
実証試験要領変更履歴

第 1 版 平成 20 年 6 月 6 日 公表

< 第 2 版からの主な改訂内容 >

- 実証項目（共有実証項目及び追加実証項目）の整理
- 実証項目（回収方式）の強調について
- 手数料に関する項目を追加
- 実証試験の変更又は中止に関する項目の追加
- 参考情報の整理に関する項目を追加
- 実証試験結果報告書概要フォーム（暫定版）の改訂
- 実証試験実施体制の改訂（実証運営機関の設置）